第６回
全国小売業万引被害実態調査報告書

平成２３年８月

調査：特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構

協力：警察庁生活安全局生活安全企画課

はじめに

東日本大震災の被災者の皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。一日でも早い復興をお祈り申し上げます。

平成 22 年度に実施しました「第 6 回　全国小売業万引被害実態調査」の結果をお届けします。今年度は 3 月初めに調査をお願いしましたので、丁度東日本大震災や原発事故後の緊急対応時期に重なり、回収は例年より減少致しましたが、小売業の皆様の万引防止に関する熱い思いが詰まった調査結果であると思います。

平成 17 年度に開始しましたこの調査も 6 回目になりました。犯罪の根っこにある万引犯罪を防止し、青少年の健全育成と地域の安全・安心を取り戻すために全国の小売業の皆様から貴重なデータをお寄せいただきました。併せて、「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」の会員各位、警察庁生活安全局生活安全企画課及び各都道府県警察本部を始めとする関係部門の厚いご協力と、多大なるご支援の賜物と感謝いたし、ここに深くお礼を申し上げます。

さて、最近 8 年間で全刑法犯認知件数は 44.4%減少しましたが、万引犯罪は年々増加し 22 年度は全刑法犯の中で 9.4%までになっています。

増加の主な原因といたしましては、

(1)　リーマンショック以降の不況が続いていること
(2)　高齢者による万引が増え続けていること
(3)　マイバックによる万引が増えていること
(4)　換金目的の大量万引、集団万引が激しいこと
(5)　外国人による荒っぽい万引が増えていること
(6)　青少年の万引が増えていること

等があり、これら万引犯罪の増加は小売業の経営を圧迫する経済問題であるばかりでなく、青少年の健全育成を阻害する社会問題でもあります。特に万引犯罪は子ども、高齢者、外国人等広範囲にわたっていることを考えますと、日本の規範意識を取り戻す意味でも社会全体として対策に取り組むべき緊急課題であります。

このような環境の中での本調査報告書を今後の万引防止対策に役立てていただければ幸いです。

平成 23 年 8 月

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構
理事長　　河上　和雄

目　　次

2010 年度調査の速報（2011 年 6 月 20 日通常総会時発表）・・・・・・・1

第 6 回 小売業調査からのメッセージ（要約）　・・・・・・・・・・・・・・31

第１章　全国万引実態調査について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(1)調査の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(2)調査目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(3)調査内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(4)調査実施の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(5)調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
(6)調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

第２章　調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
１．回答企業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(1)業態別分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(2)店舗数・年商・決算月の分布・・・・・・・・・・・・・・・・・38

２．万引犯罪の状況及び傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
(1)万引対策を全社的に担当している部門・・・・・・・・・・・・39
(2)直近決算年度の万引き犯罪被害件数・・・・・・・・・・・・・39
(3)確保した万引犯の人数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
(4)男女別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
(5)職業別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
(6)単独犯・複数犯別内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
(7)確保を実行した者の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(8)年間の総売上げに対する不明ロス金額の構成比・・・・・・48
(9)不明ロス金額の算出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
(10)不明ロスの中で万引被害と推定される金額の比率・・・・・50
(11)不明ロス金額の原因別の推定割合・・・・・・・・・・・・・50
(12)万引被害金額の増減傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(13)万引被害件数の多い商品・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(14)最近の万引犯罪の原因・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(15)当社で万引被害を減少させた要因・・・・・・・・・・・・・54

３．万引犯罪発見後の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
（1）当社の基本的な処理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
（2）警察に通報した後で、書類作成等で要した時間・・・・・・56
（3）基本的な処理と異なる場合の基準・・・・・・・・・・・・・60
（4）「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知状況・・・・・・60

４．万引犯罪の防止策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
（1）万引犯罪への基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・61
（2）各店舗で実施している万引犯罪防止策・・・・・・・・・・・62
（3）万引犯罪防止のために実施している従業員教育・・・・・・64
（4）万引犯を捕捉した際にかかった費用の損害賠償請求・・・・64
（5）少年の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか・・・・・70
（6）成人の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか・・・・・71
（7）地域社会との付き合い・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
（8）法改正された刑法 235 条の認知と適用・・・・・・・・・・・73
（9）マイバックの使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・77

全国万引被害実態調査　調査票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82

2010年度
全国万引被害実態調査　速報

2011年6月20日

NPO法人　全国万引犯罪防止機構
調査研究委員会委員長　加藤和裕

1

1. 全国万引被害実態調査概要

調査・分析：NPO法人全国万引犯罪防止機構
協力：警察庁生活安全局生活安全企画課

2

（1）調査社数と回収状況

	09年3月	10年3月	11年3月
調査対象社	924	871	951
倒産･合併等	63	23	25
回収	324	319	251
回収率	37.6%	37.6%	27.1%

東日本大震災の影響で、回収率は過去最低となりました

3

（2）調査で把握した万引の概要

	09年3月	10年3月	11年3月
確保した犯人数	42,696	45,384	39,817
万引犯罪被害件数	54,233	44,074	68,985
調査票回収社数	324	319	251
確保人数／社	132	142	159
被害件数／社	167	138	275

•1社平均275件の万引被害に遭い、159人の万引き犯を捕捉している

4

（３）万引犯を確保した人48,885人

	09年3月	10年3月	11年3月	構成比
従業員	3,999	3,018	3,528	7.2%
保安警備員	56,139	46,970	45,179	92.4%
お客様	136	142	75	0.2%
その他	148	152	92	0.2%
不明	40	55	11	0.0%
合計	60,462	50,337	48,885	100.0%

小売店頭での万引現行犯は、その９割以上が保安警備員の手で確保されている。

5

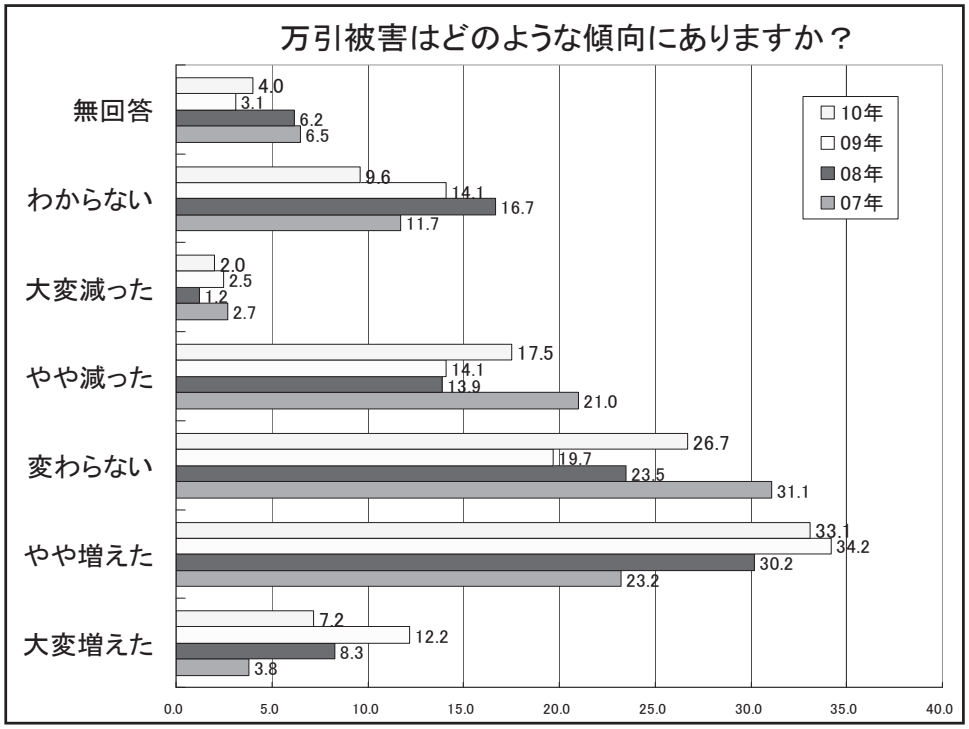

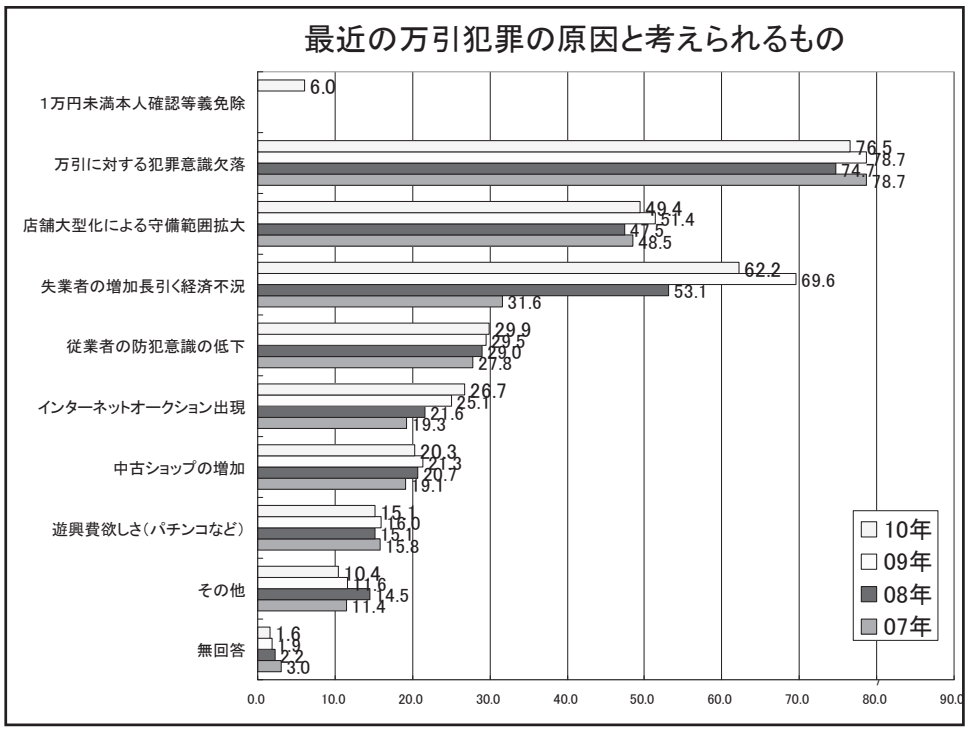
最近の万引犯罪の原因と考えられるもの
1万円未満本人確認等義免除
万引に対する犯罪意識欠落
店舗大型化による守備範囲拡大
失業者の増加長引く経済不況
従業者の防犯意識の低下
インターネットオークション出現
中古ショップの増加
遊興費欲しさ（パチンコなど）
その他
無回答
6.0
76.5
78.7
74.7
78.7
49.4
51.4
47.5
48.5
62.2
69.6
53.1
31.6
29.9
29.5
29.0
27.8
26.7
25.1
21.6
19.3
20.3
21.3
20.7
19.1
15.1
16.0
15.1
15.8
10.4
11.6
14.5
11.4
1.6
1.9
2.2
3.0
10年
09年
08年
07年
0.0
10.0
20.0
30.0
40.0
50.0
60.0
70.0
80.0
90.0

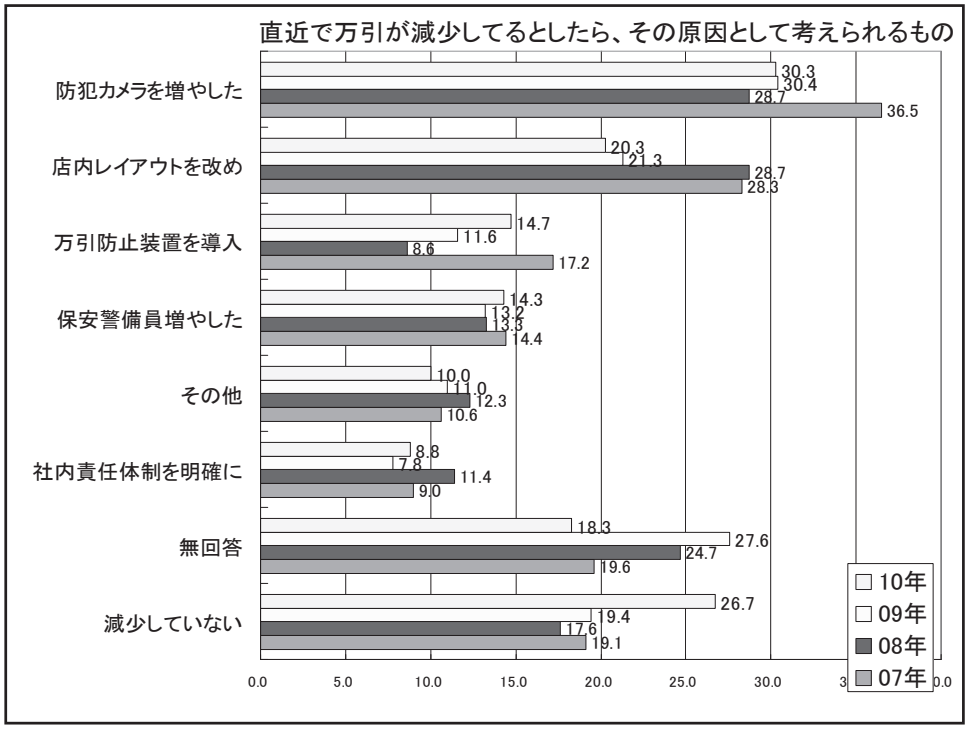
直近で万引が減少してるとしたら、その原因として考えられるもの
防犯カメラを増やした
店内レイアウトを改め
万引防止装置を導入
保安警備員増やした
その他
社内責任体制を明確に
無回答
減少していない
30.3
30.4
28.7
36.5
20.3
21.3
28.7
28.3
14.7
11.6
8.6
17.2
14.3
13.2
13.3
14.4
10.0
11.0
12.3
10.6
8.8
7.8
11.4
9.0
18.3
27.6
24.7
19.6
26.7
19.4
17.6
19.1
10年
09年
08年
07年
0.0
5.0
10.0
15.0
20.0
25.0
30.0

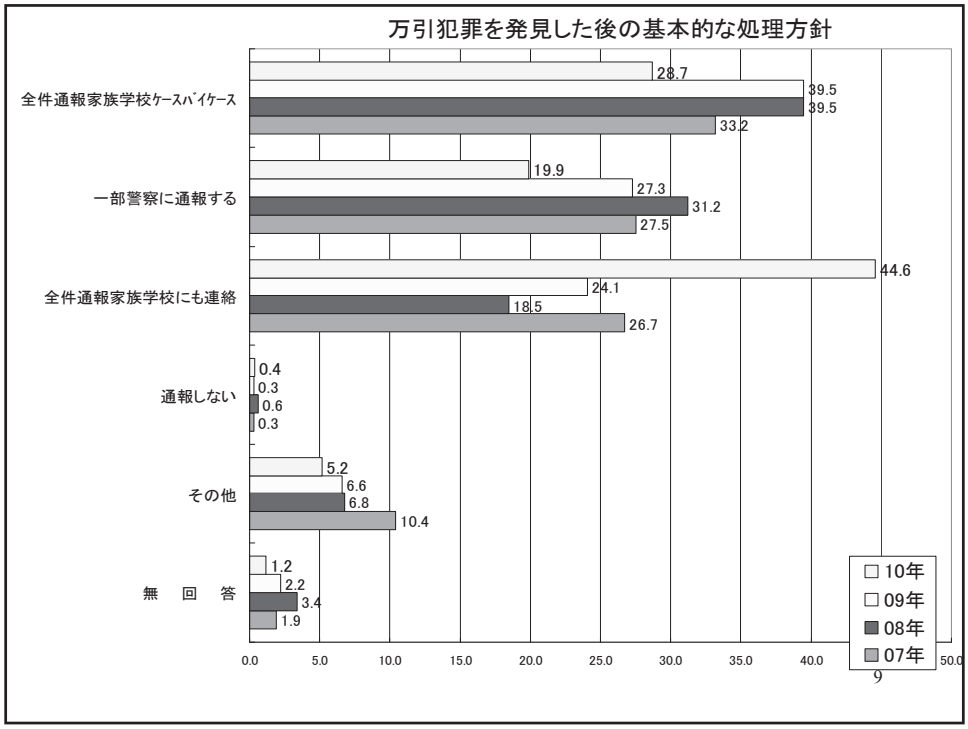
万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針
全件通報家族学校ｹｰｽﾊﾞｲｹｰｽ
一部警察に通報する
全件通報家族学校にも連絡
通報しない
その他
無　回　答
28.7
39.5
39.5
33.2
19.9
27.3
31.2
27.5
44.6
24.1
18.5
26.7
0.4
0.3
0.6
0.3
5.2
6.6
6.8
10.4
1.2
2.2
3.4
1.9
10年
09年
08年
07年
0.0
5.0
10.0
15.0
20.0
25.0
30.0
35.0
40.0
50.0
9

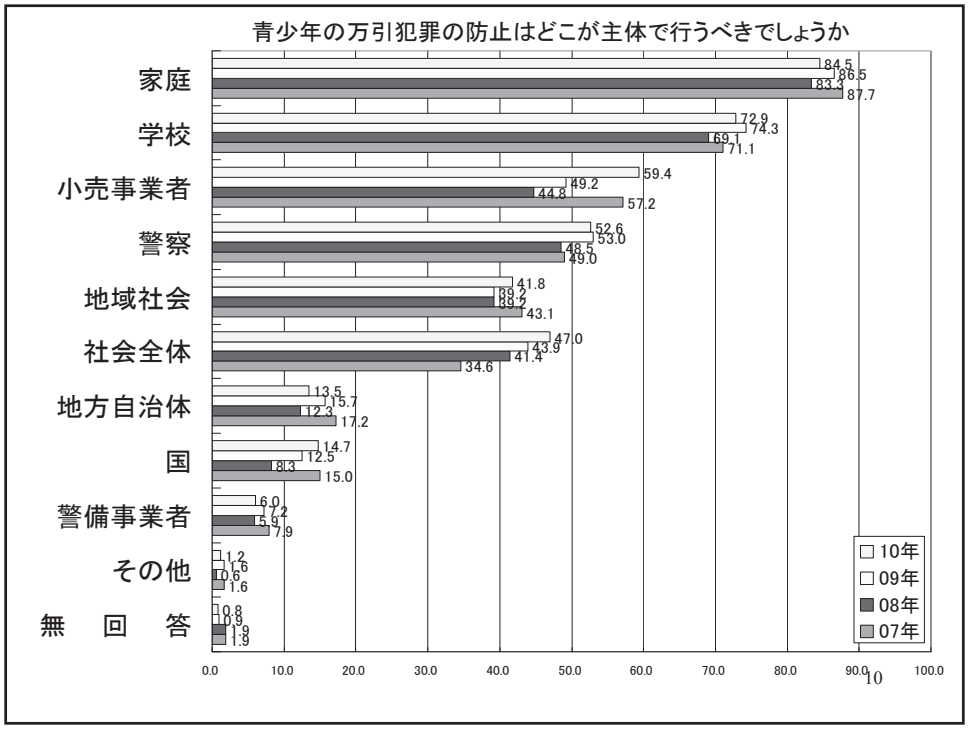
青少年の万引犯罪の防止はどこが主体で行うべきでしょうか
家庭
学校
小売事業者
警察
地域社会
社会全体
地方自治体
国
警備事業者
その他
無　回　答
84.5
86.5
83.3
87.7
72.9
74.3
69.1
71.1
59.4
49.2
44.8
57.2
52.6
53.0
48.5
49.0
41.8
39.2
39.2
43.1
47.0
43.9
41.4
34.6
13.5
15.7
12.3
17.2
14.7
12.5
8.3
15.0
6.0
7.2
5.9
7.9
1.2
1.6
0.6
1.6
0.8
0.9
1.9
1.9
10年
09年
08年
07年
0.0
10.0
20.0
30.0
40.0
50.0
60.0
70.0
80.0
90.0
100.0
10

2. 確保した万引犯の職業別構成比推移

11

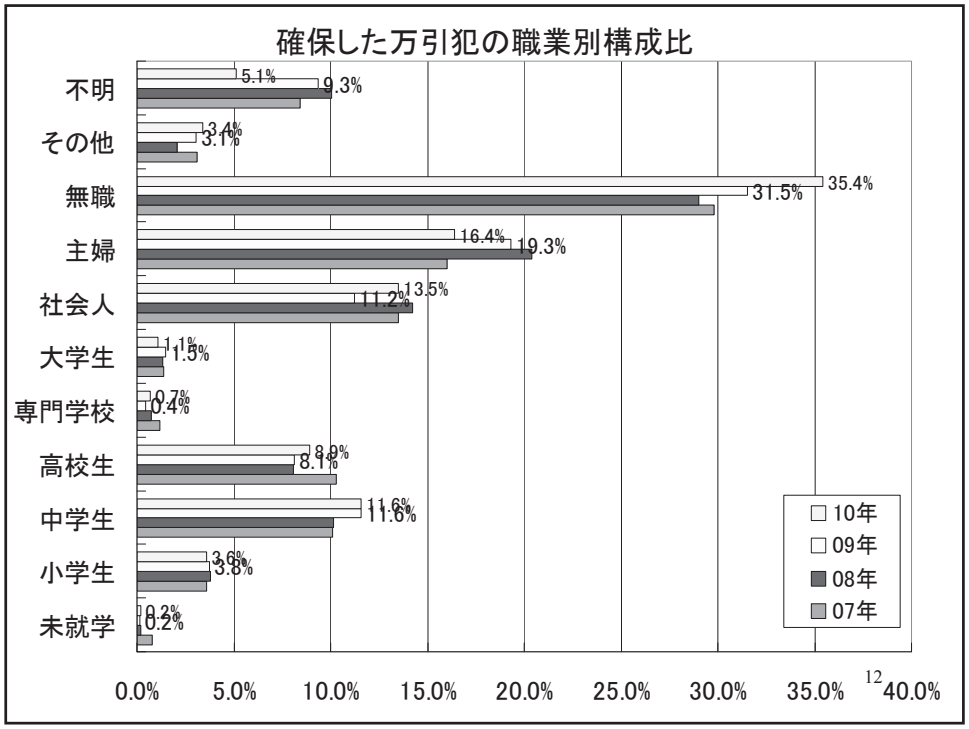

12

３．確保した万引犯の人数別構成比

13

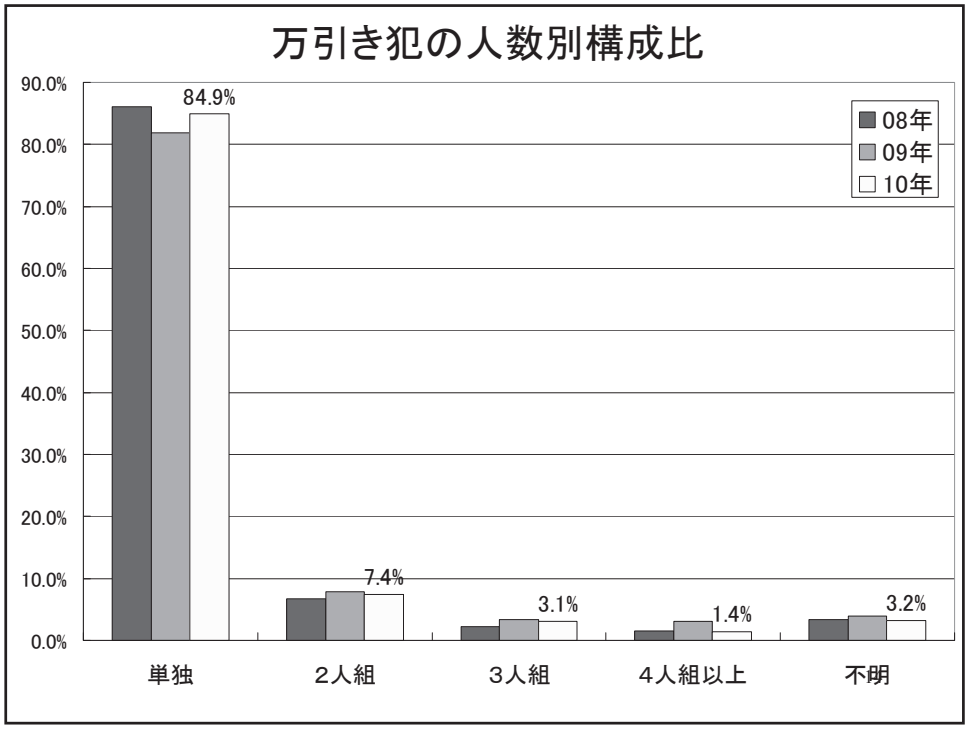

4. 確保した万引犯の性別構成比

業種別

15

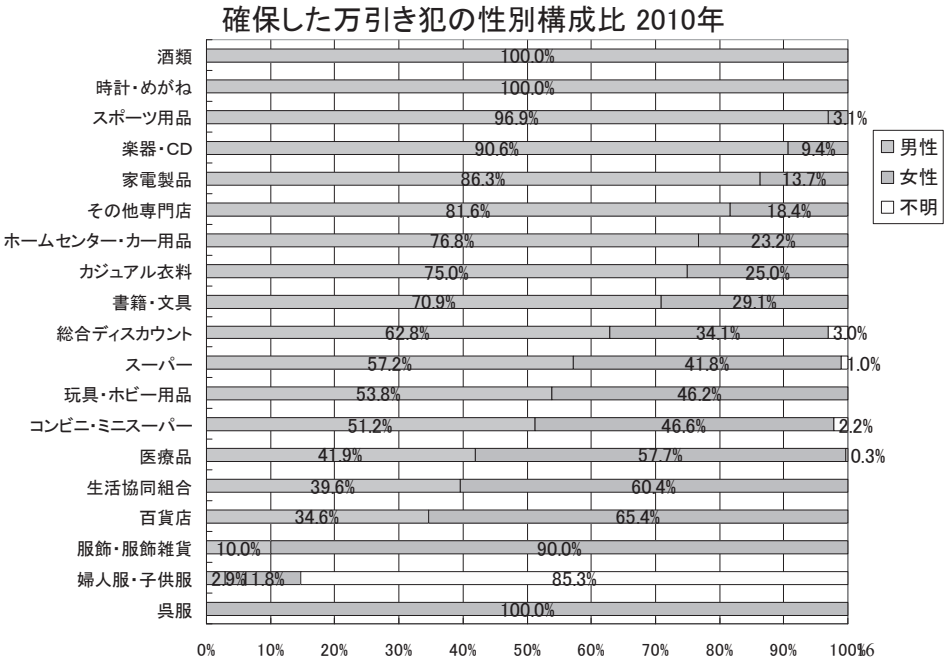

5. 不明ロス率の推移

17

ロス率08年度		ロス率09年度		ロス率10年度	
百貨店	0.92%	服飾・服飾雑貨	1.50%	カジュアル衣料	2.02%
服飾・服飾雑貨	0.81%	楽器・CD	0.88%	百貨店	1.02%
書籍・文具	0.74%	時計・めがね	0.87%	書籍・文具	0.88%
カジュアル衣料	0.72%	CVS･ﾐﾆｽｰﾊﾟｰ	0.71%	HC・カー用品	0.82%
総合DS	0.68%	HC・カー用品	0.60%	CVS･ﾐﾆｽｰﾊﾟｰ	0.80%
その他専門店	0.65%	書籍・文具	0.59%	総合DS	0.70%
HC・カー用品	0.63%	スポーツ用品	0.58%	スーパー	0.65%
スーパー	0.62%	医療品	0.48%	生活協同組合	0.59%
医療品	0.54%	スーパー	0.37%	婦人服･子供服	0.58%
婦人服・子供服	0.52%	総合DS	0.35%	服飾･服飾雑貨	0.54%
靴	0.47%	その他専門店	0.35%	家電製品	0.53%
CVS･ﾐﾆｽｰﾊﾟｰ	0.33%	生活協同組合	0.31%	医療品	0.39%
スポーツ用品	0.31%	靴	0.28%	その他専門店	0.36%
生活協同組合	0.28%	婦人服・子供服	0.18%	スポーツ用品	0.34%
楽器・CD	0.23%	百貨店	0.15%	楽器・CD	0.26%
紳士服	0.06%	紳士服	0.02%	靴	0.18%
時計・めがね	0.04%			時計・めがね	0.06%

※サンプル数3社以上を集計

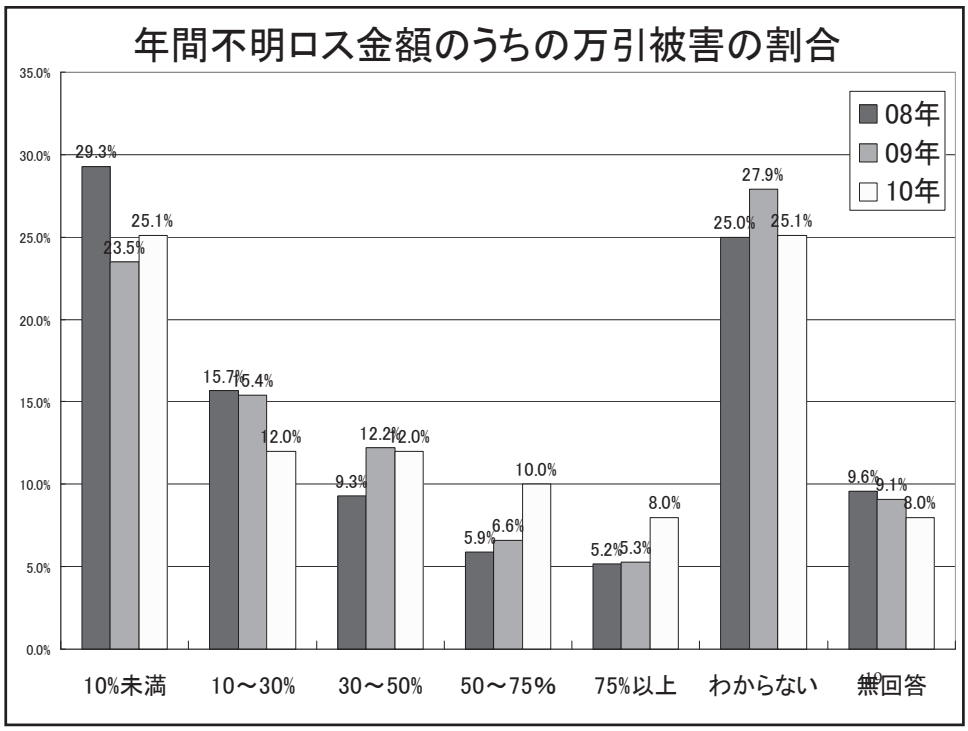
年間不明ロス金額のうちの万引被害の割合
08年
09年
10年
35.0%
30.0%
25.0%
20.0%
15.0%
10.0%
5.0%
0.0%
29.3%
23.5%
25.1%
15.7%
15.4%
12.0%
9.3%
12.2%
12.0%
5.9%
6.6%
10.0%
5.2%
5.3%
8.0%
25.0%
27.9%
25.1%
9.6%
9.1%
8.0%
10%未満
10～30%
30～50%
50～75%
75%以上
わからない
無回答

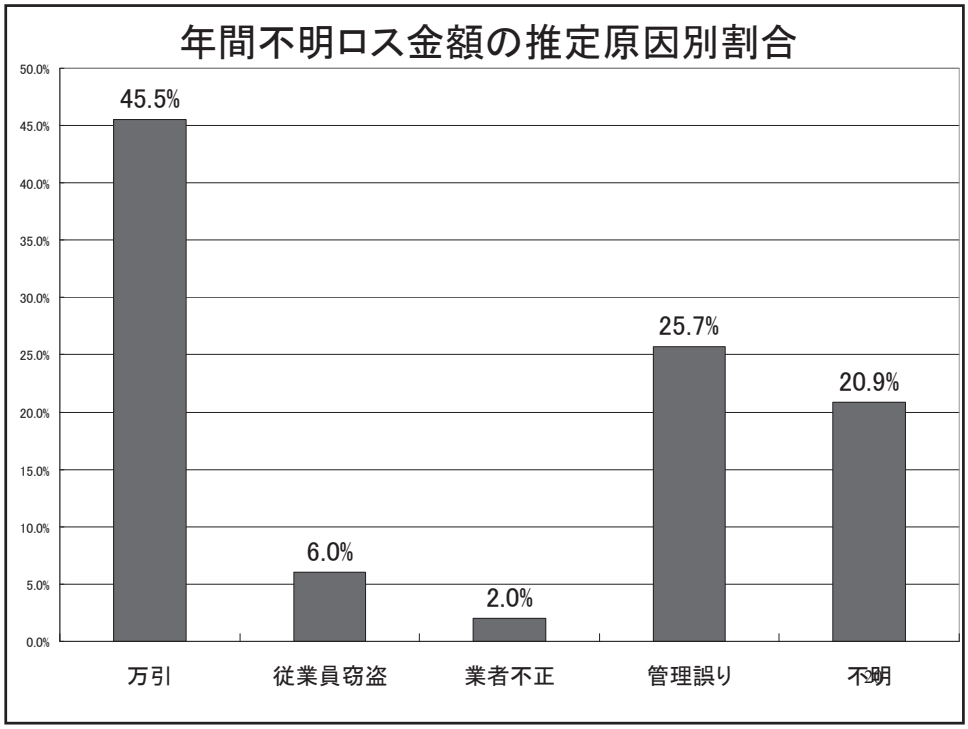
年間不明ロス金額の推定原因別割合
50.0%
45.0%
40.0%
35.0%
30.0%
25.0%
20.0%
15.0%
10.0%
5.0%
0.0%
45.5%
6.0%
2.0%
25.7%
20.9%
万引
従業員窃盗
業者不正
管理誤り
不明

不明ロス金額の原因別推定

単位：億円	11年3月	
売上高計	162,559	
不明ロス率	0.66%	
推定不明ロス高	1,065	
万引ロス高	485	45.5%
従業員窃盗ロス高	64	6.0%
業者不正ロス高	21	2.0%
管理誤りロス高	273	25.7%
狭義不明ロス高	222	20.9%

21

年間不明ロス金額のうちの万引被害の割合

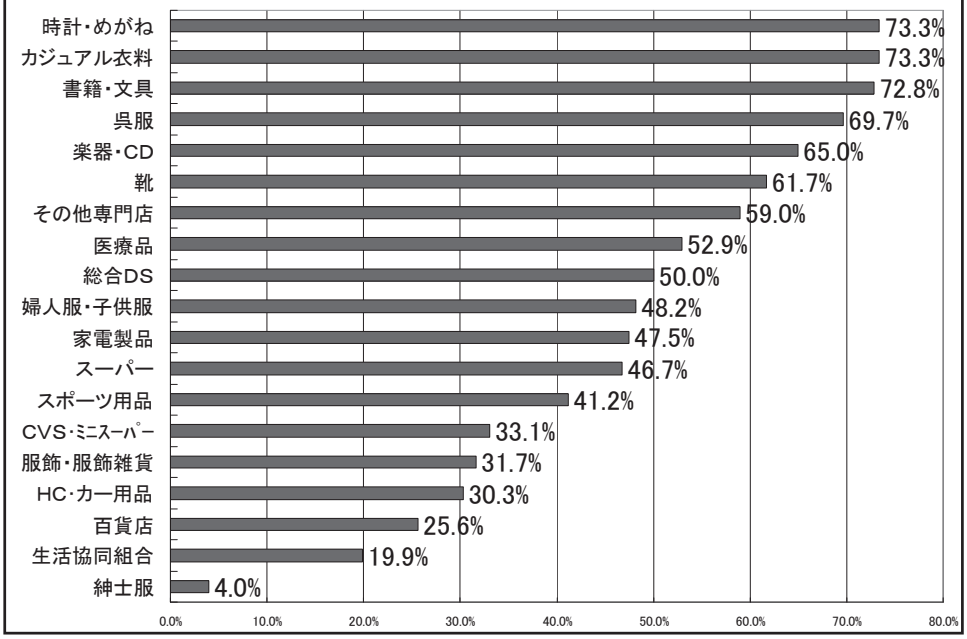

６．通報処理

23

万引被害を警察に通報した後に、書類作成などで警察に居た平均時間

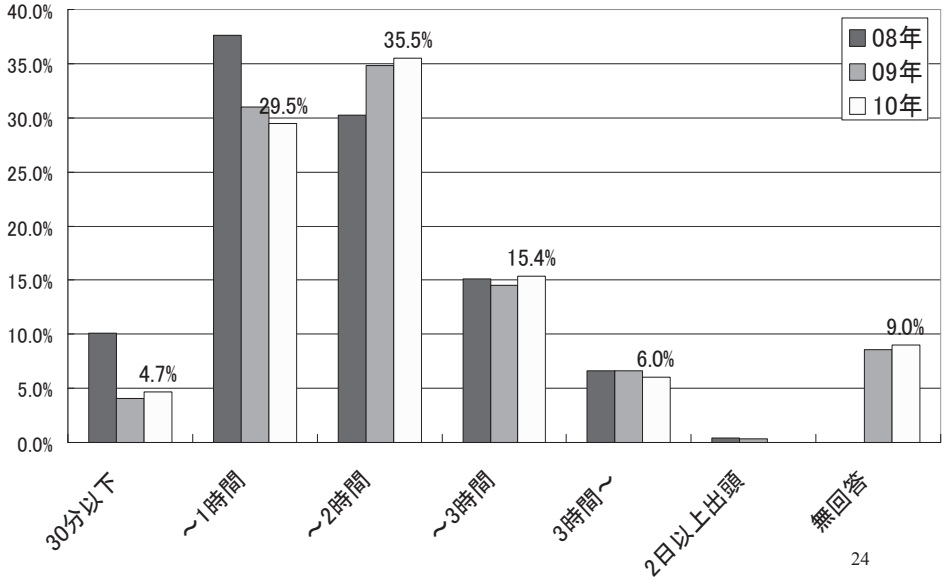

24

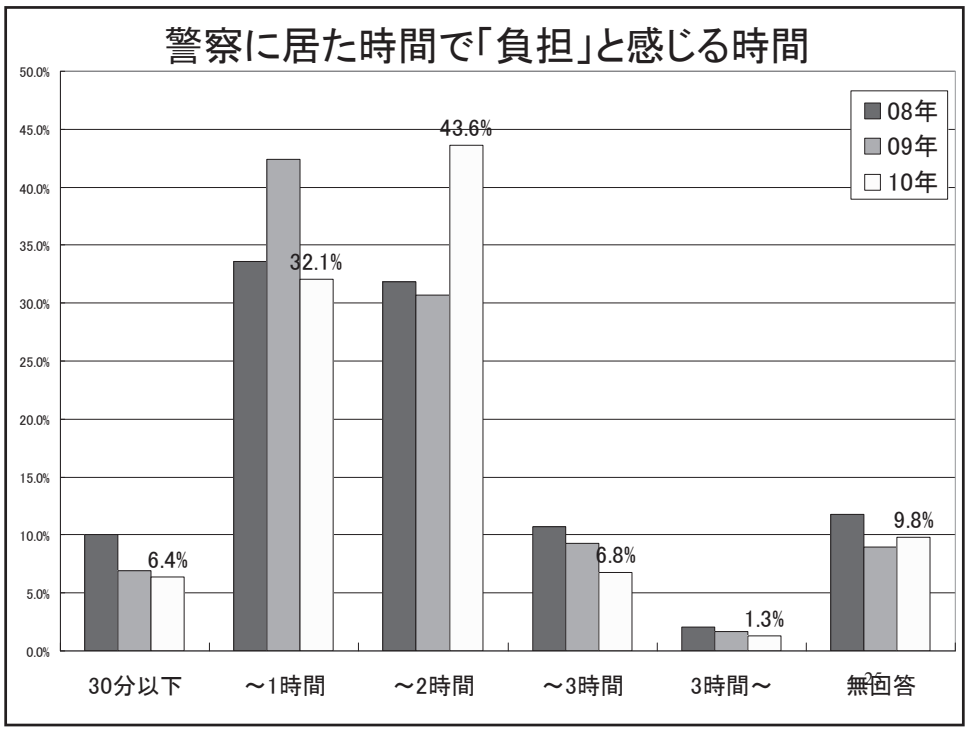
警察に居た時間で「負担」と感じる時間
50.0%
45.0%
40.0%
35.0%
30.0%
25.0%
20.0%
15.0%
10.0%
5.0%
0.0%
08年
09年
10年
6.4%
32.1%
43.6%
6.8%
1.3%
9.8%
30分以下
～1時間
～2時間
～3時間
3時間～
無回答

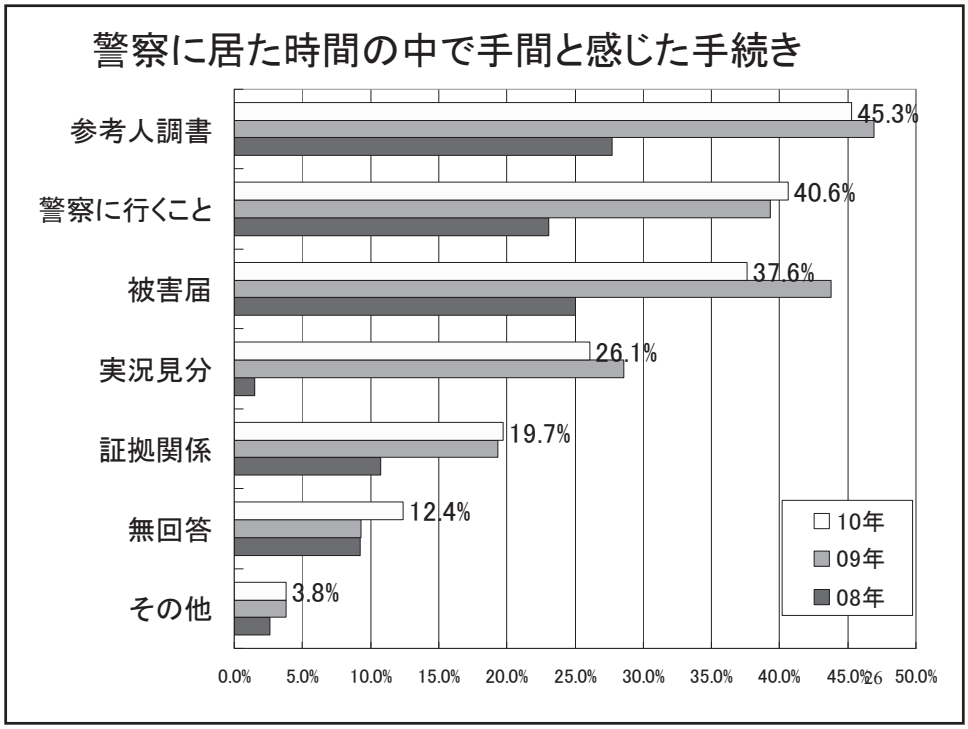
警察に居た時間の中で手間と感じた手続き
参考人調書
警察に行くこと
被害届
実況見分
証拠関係
無回答
その他
45.3%
40.6%
37.6%
26.1%
19.7%
12.4%
3.8%
10年
09年
08年
0.0%
5.0%
10.0%
15.0%
20.0%
25.0%
30.0%
35.0%
40.0%
45.0%
50.0%

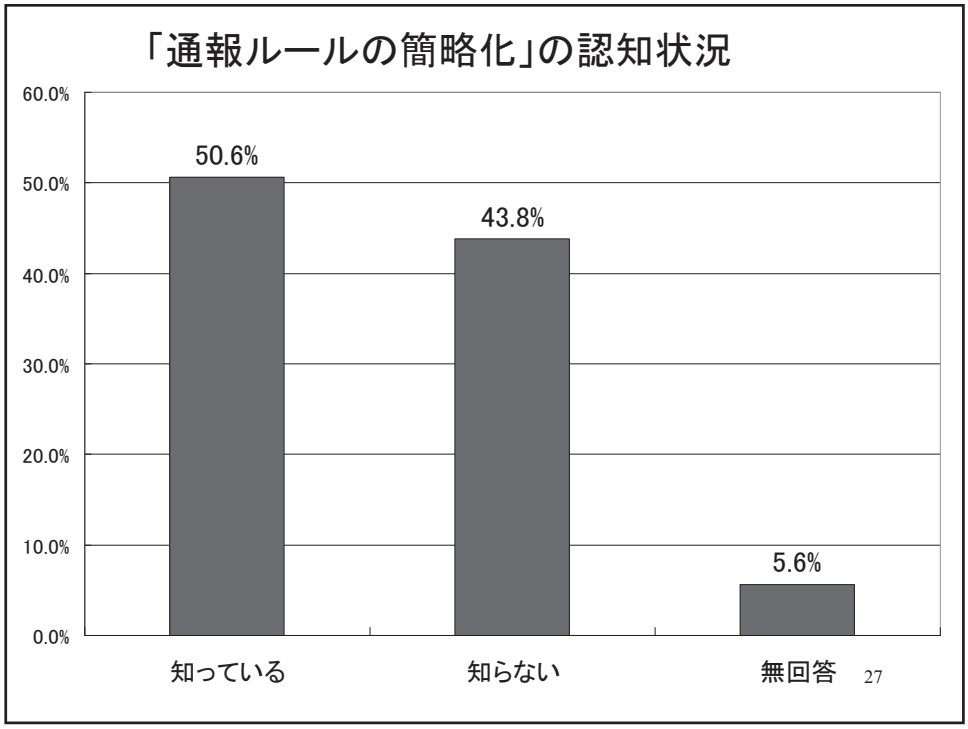
「通報ルールの簡略化」の認知状況
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
50.6%
43.8%
5.6%
知っている
知らない
無回答
27

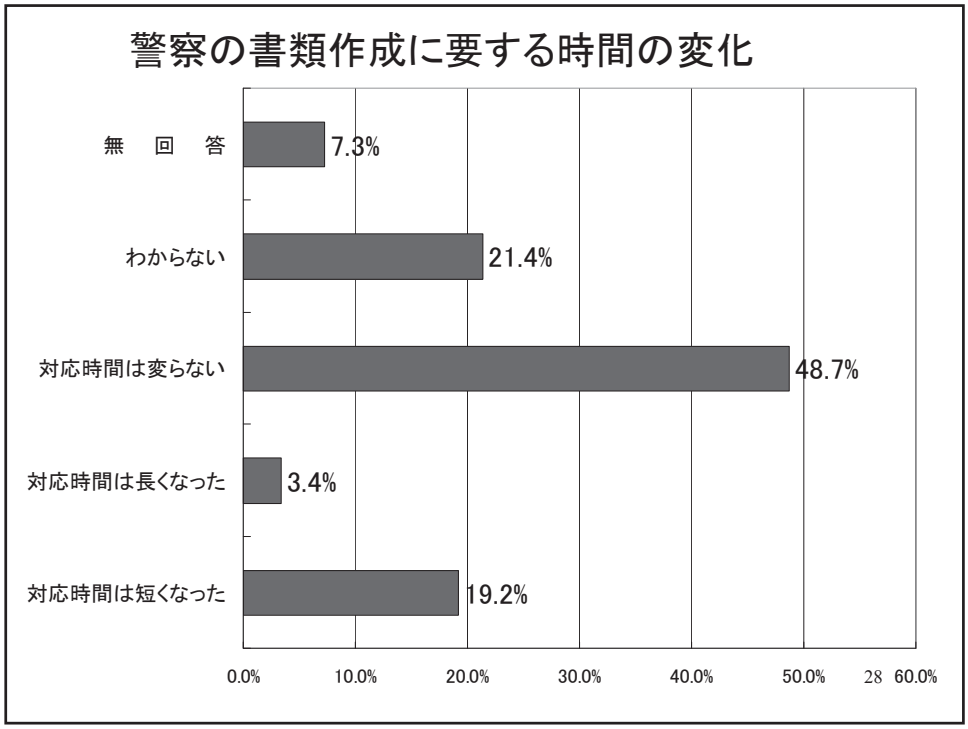
警察の書類作成に要する時間の変化
無　回　答
7.3%
わからない
21.4%
対応時間は変らない
48.7%
対応時間は長くなった
3.4%
対応時間は短くなった
19.2%
0.0%
10.0%
20.0%
30.0%
40.0%
50.0%
60.0%
28

時間短縮は2割弱

- 警察の対応時間「変わらない」が約5割
- 1時間以上警察で拘束される割合が、09年56.2%から10年56.9%に微増
- 「手間」と感じるのは「参考人調書」「被害届」「警察へ行くこと」
- 「警察に行かずに済み、30分以内」へはまだ遠い道程

29

7. 損害賠償請求

30

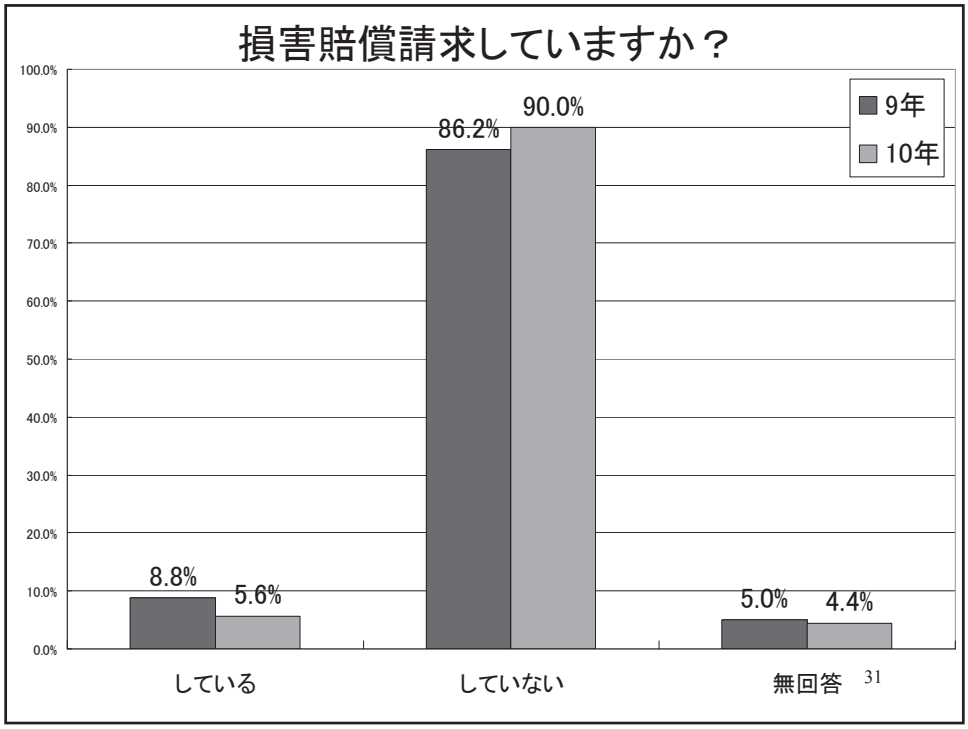
損害賠償請求していますか？
100.0%
90.0%
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
9年
10年
8.8%
5.6%
86.2%
90.0%
5.0%
4.4%
している
していない
無回答
31

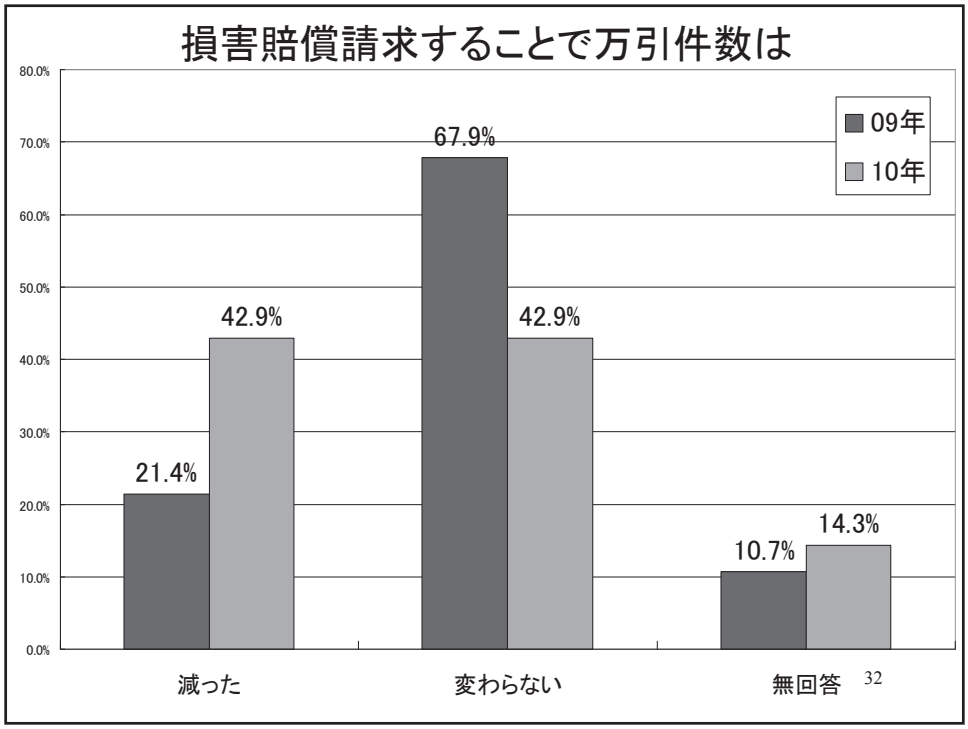
損害賠償請求することで万引件数は
80.0%
70.0%
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
09年
10年
21.4%
42.9%
67.9%
42.9%
10.7%
14.3%
減った
変わらない
無回答
32

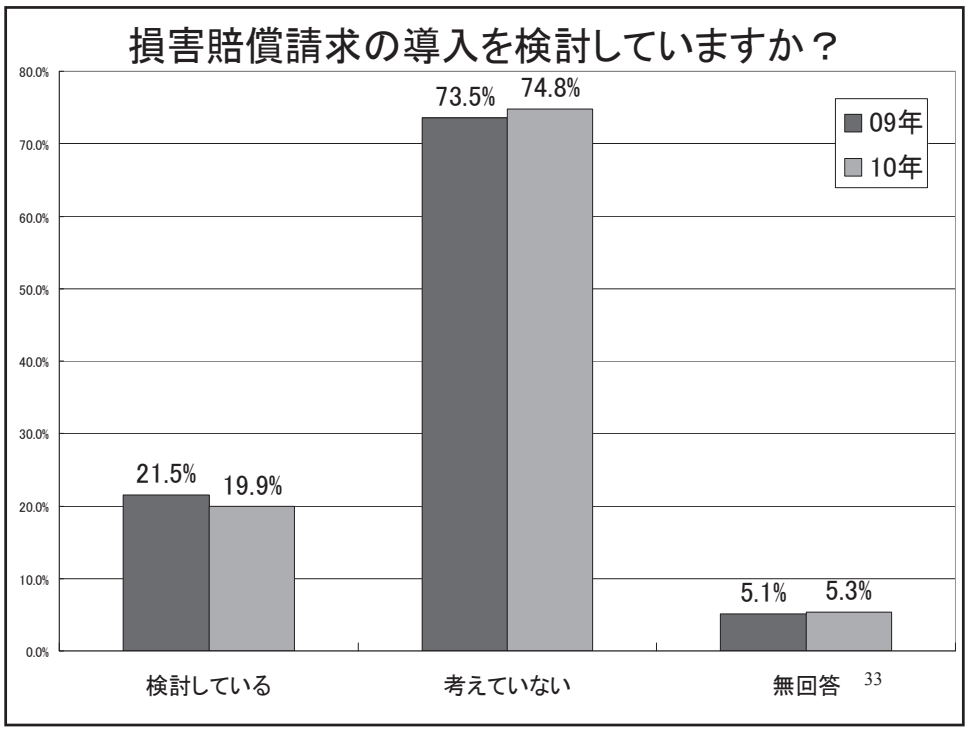

損害賠償請求実施企業

	09年実施	09年母数	10年実施	10年母数
百貨店			1	29
スーパー	8	88	3	66
家電製品			1	10
書籍･文具	3	10	2	11
医療品	1	24	2	18
時計･めがね			1	5
スポーツ用品	2	5	1	8
HC･カー用品	2	19	1	17
総合DS	3	8	2	6
合計	19	154	14	170

34

8. 万引き犯に対する刑法235条の適用

35

この法改正を知っていますか？

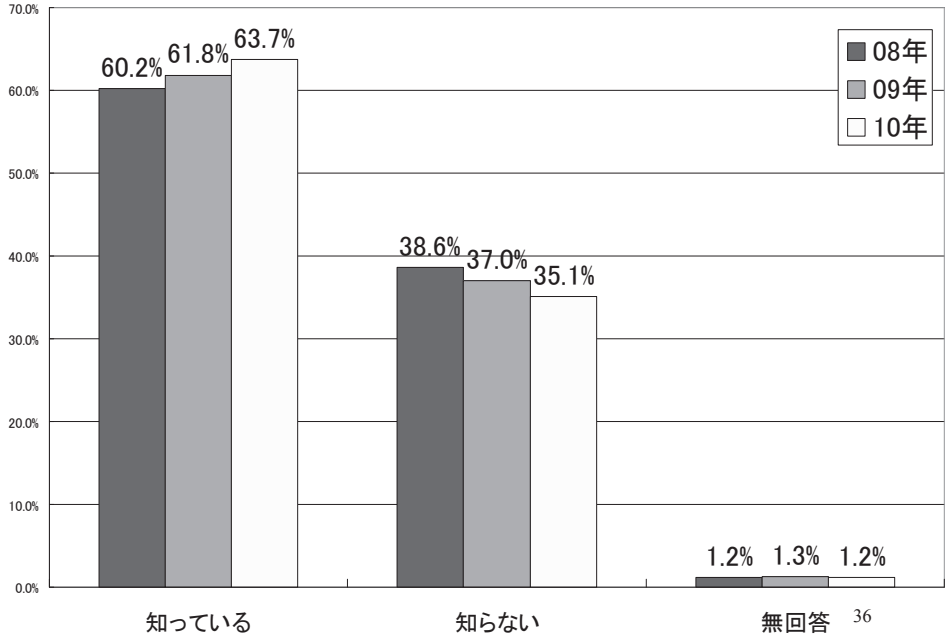

36

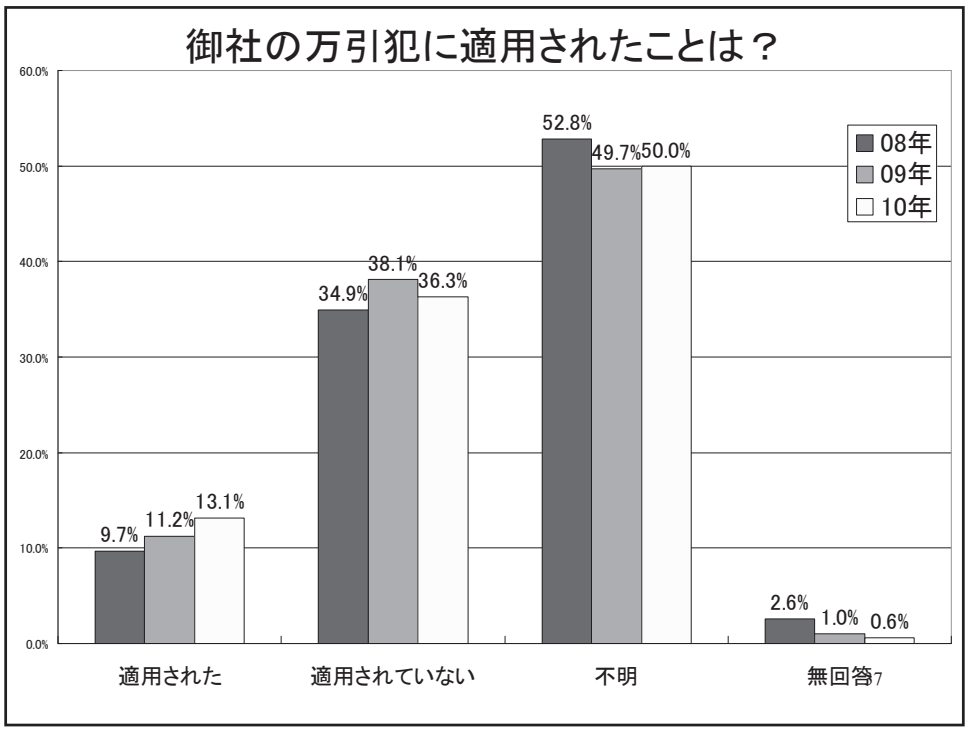

9. マイバックの奨励

38

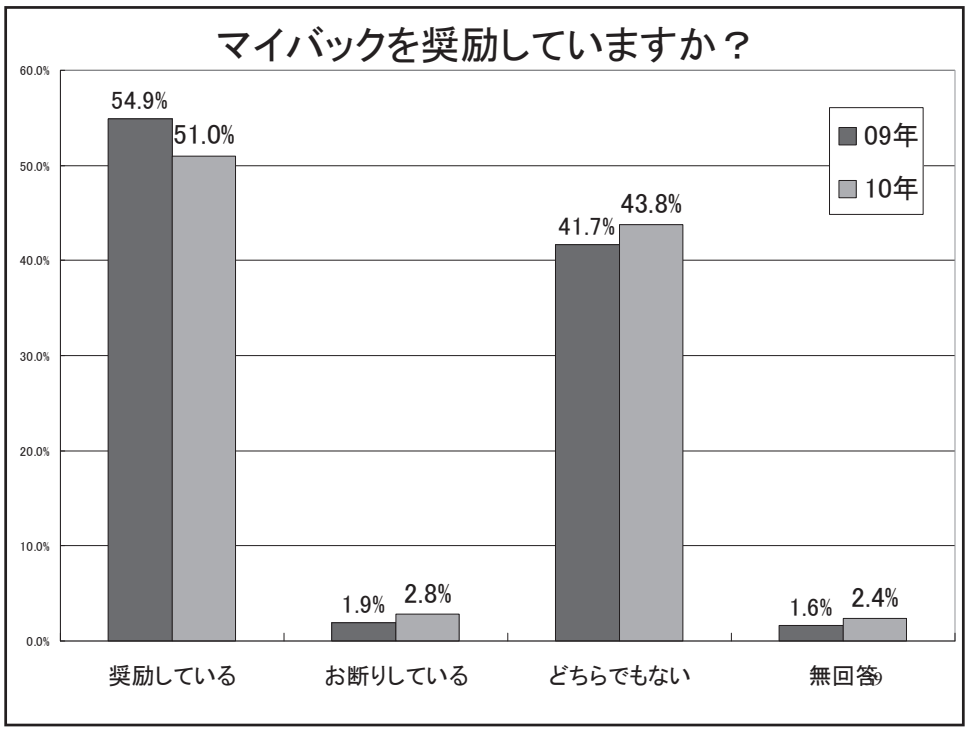
マイバックを奨励していますか？
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
54.9%
51.0%
1.9%
2.8%
41.7%
43.8%
1.6%
2.4%
09年
10年
奨励している
お断りしている
どちらでもない
無回答

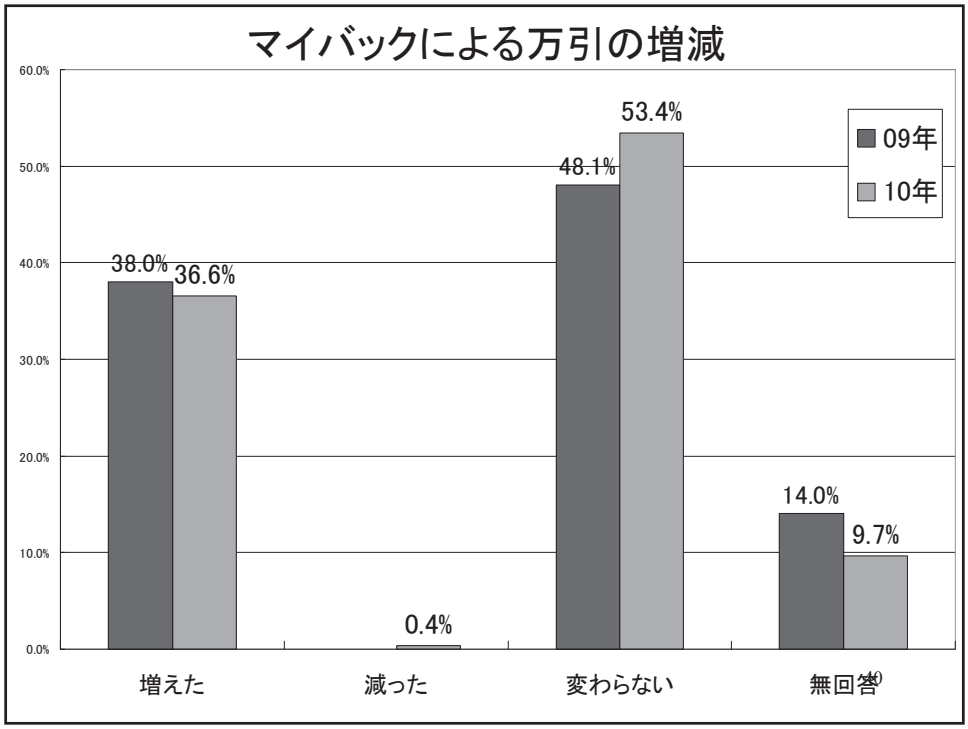
マイバックによる万引の増減
60.0%
50.0%
40.0%
30.0%
20.0%
10.0%
0.0%
38.0%
36.6%
0.4%
48.1%
53.4%
14.0%
9.7%
09年
10年
増えた
減った
変わらない
無回答

10. 店内捕捉の実施状況

41

店内捕捉の実施状況

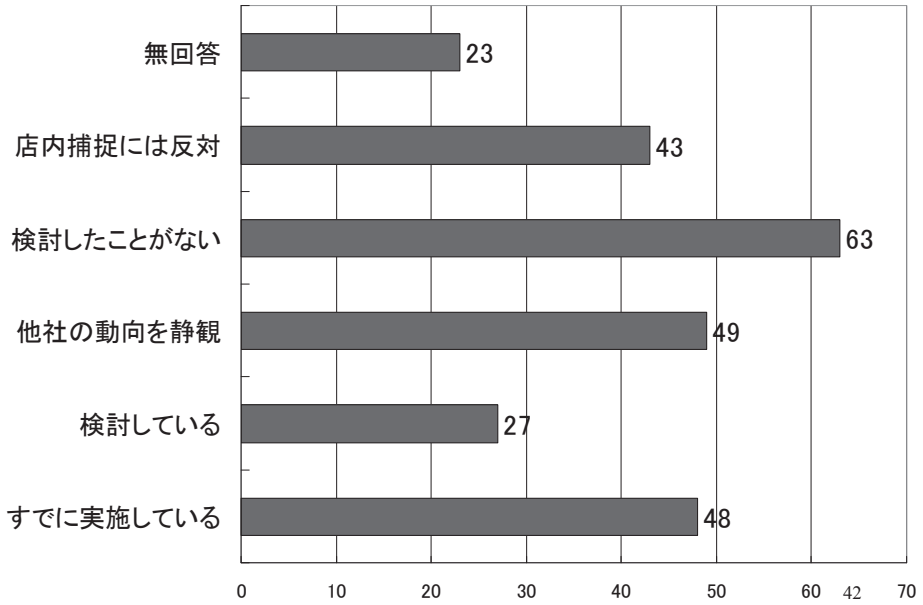

42

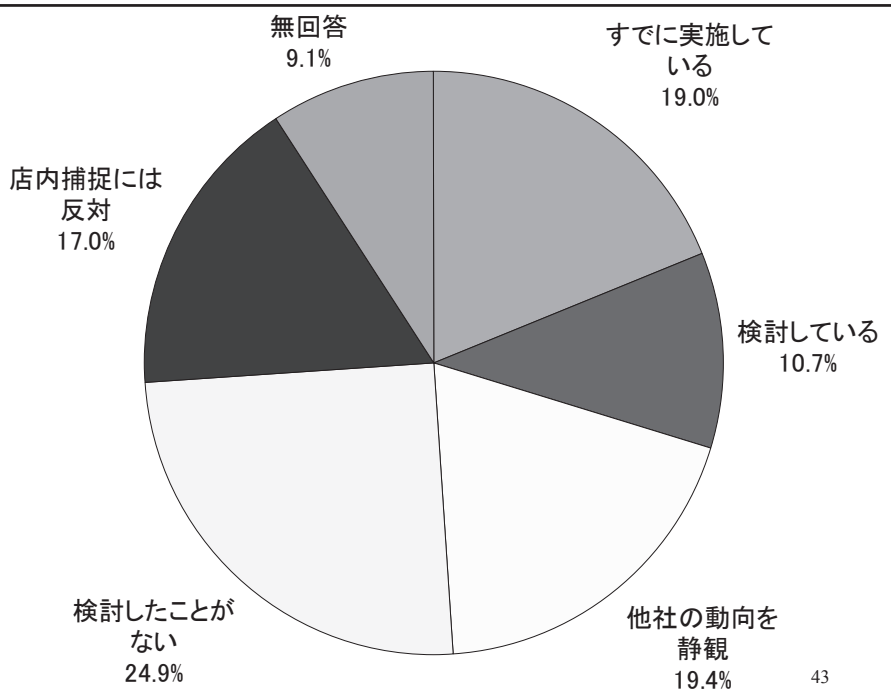

43

店内捕捉、48社で実施中

- マイバックお断り　　7社　2．8%
- 損害賠償請求　既に実施14社　5．6%
- 損害賠償請求　実施検討45社19．9%
- 店内捕捉　既に実施　　48社19．0%
- 店内捕捉　実施検討　　27社10．7%
- 店内捕捉は既に2割の企業で実施されていた！

44

店内捕捉実施、48社の内訳

業態	実施／母数
百貨店	9／29
スーパー	11／66
紳士服	1／ 3
カジュアル衣料	1／ 4
呉服	1／ 3
家電製品	2／10
書籍・文具	5／11
医療品	3／18
スポーツ用品	2／ 8
HC・カー用品	1／17
総合ディスカウント	1／ 6
その他専門店	1／ 5
生活協同組合	4／18
コンビニ・ミニスーパー	6／22

- 店内捕捉実施企業は、業態の垣根を越えて14業態へと広がっている
- 「店内捕捉サミット」を開催し、その捕捉状況を集約することで「実施検討27社」と「他社の動向静観49社」への波及が見込めるのではないか

45

11. 自由意見欄より

46

- Q. 万引犯罪で過去に「こんなことがあった」と特筆するような事例がありましたら、ご記入下さい。

※　別紙参照

47

- Q. 万引犯罪を減らすためには、どのようなことが有効であると思われますか？

※　別紙参照

48

- Q. 万引犯罪被害を減らすために、警察・行政・学校・家族等に対してご要望があればご記入下さい。

※　別紙参照

49

12. まとめ

50

日本で唯一の万引被害実態調査

- 251社の集計で1,065億円の不明ロスが発生
- その内485億円45.5%が万引によるものと推定
- 全業種平均ロス率は0.66%（09年度0.42%）
- 延べ45,179人の警備員と、3,528人の従業員等が39,817人の万引犯を捕捉
- 万引犯は「無職」が増加
- 全件通報は73.3%（09年度63.6%）で著しく増加

51

新たな取り組み

- 人件費等の損害賠償請求を実施する企業が、新たに百貨店、家電製品、時計・めがねの小売業で現る
- 未実施企業の19.9%が導入を検討
- マイバックは51.0%の企業が奨励
- 36.6%の企業が「マイバックで万引が増えた」と回答

52

新たな質問項目

- 不明ロスを原因別にその比率を調査
- 万引は不明ロスの45.5%を占める
- 通報ルールの簡略化は50.6%の認知度
- 43.8%は「知らない」と回答
- 警察の書類作成に要する時間の変化は48.7%が「変わらない」と回答
- 店内捕捉48社（19.0%）が実施中

53

万引で地域社会と行っているタイアップ

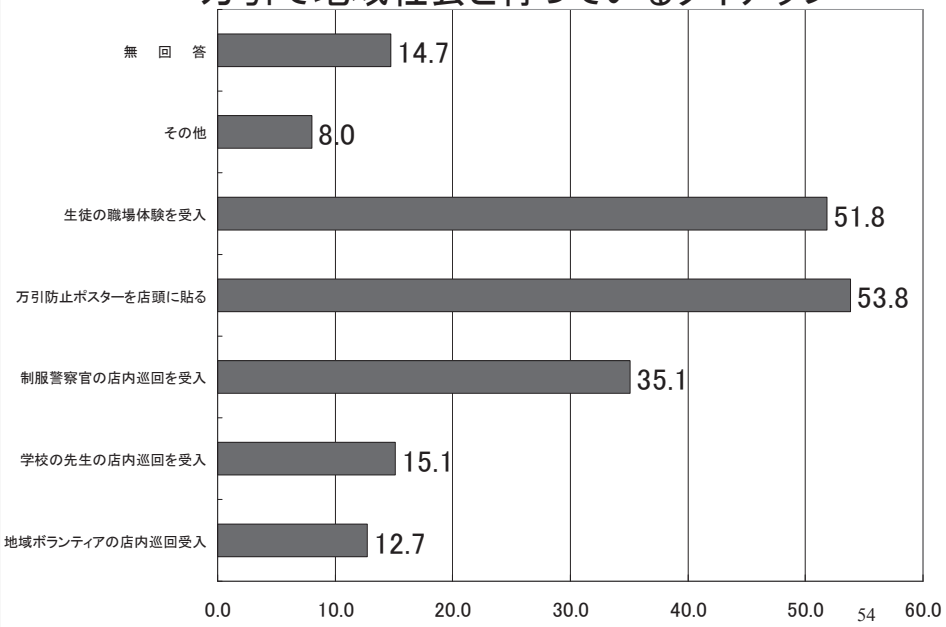

54

地域社会とのタイアップ

- 生徒の職場体験を受け入れる51.8%
- 制服警察官の店内巡回を〃　35.1%
- 学校の先生の店内巡回を〃　15.1%
- 地域ボランティアの　〃　12.7%
- 従業員、警備員だけの閉じた万引対策から、地域の方々と連携した活動への萌芽が芽生えだしている

55

12. 個人的提言

全国万引被害実態調査をして、
個人的に感じたこと
（当機構の見解ではありません）

56

職場体験　教材開発

- 半数以上の小売業が、中学生等の職場体験を受け入れている
- 職場体験オリエンテーションに使用できる「万引防止教育DVD」を作れないか？
- 学校教育を待つのではなく、職場体験参加中学生を、小売業側で教育してしまう

57

店内捕捉マーク告知

- 店内捕捉は、既に48社が実施し、27社が実施を検討
- 合わせると75社（29．7%）にのぼる
- 「店内捕捉実施店」と一目で分かるシンボルマークを作成し、店内捕捉店の共通イメージを醸成できないか？
- TV等マスコミへプレス、全国認知へ

58

- 一人でも多くの会員を
- 一社でも多くの協賛会員を
- ぜひお声掛け下さい
- 「万引を減らす」万防機構をともに作りましょう

59

251社の小売業の皆様
調査ご協力有り難うございました

60

第６回　小売業調査からのメッセージ

メッセージ1： 年間の万引被害件数は、直近年度で回答小売業の平均が 329 件＜H21 年：168 件、以下、カッコ内は H21 調査結果＞であった。スーパー 925 件、ホームセンター・カー用品 539 件、総合ディスカウント 512 件、書籍・文具 217 件、その他専門店 117 件、生活協同組合 73 件＜H21 年．その他専門店、１００円ショップ、総合ディスカウント、ホームセンター・カー用品、スーパー、書籍・文具、家電製品＞などの業態における平均件数が多い。

メッセージ2： 確保した万引犯の男女内訳は、男性 60.9%、女性 36.7%、性別不明 2.3%であり、業態別には、男性の比率の高い業態は、時計・めがね、酒類、スポーツ用品、楽器・ＣＤ、家電製品、その他専門店、ホームセンター・カー用品、＜H21．楽器・ＣＤ、家電製品、スポーツ用品、ホームセンター・カー用品、総合ディスカウント＞、の順に男性の比率が高く、一方、女性の比率の高い業態は、呉服、服飾・服飾雑貨、百貨店、生活協同組合、ドラッグストア、＜H21．婦人服・子供服、その他専門店、百貨店，ドラッグストア、生活協同組合＞の順に女性の比率が高い。

職業別には「無職」の 35.4%、を筆頭に「主婦」16.7%、「社会人」13.4%、「中学生」11.5%、「高校生」8.9%など。「青少年」は 24.1%と計算される。業態別に見ると、時計・めがね、婦人服・子供服、生活協同組合、ホームセンター・カー用品、百貨店、コンビニ・ミニスーパーに於いては「無職」又は「主婦」で 60%以上を占めている。書籍・文具、玩具・ホビー用品、その他専門店、カジュアル衣料では「中学生」「高校生」の比率が高いなどの特色がある。確保は保安警備員が 9 割強を占めるが、婦人服・子供服は「自社の従業員」が確保している比率が 93%、ついでスポーツ用品、その他専門店も 60%以上となる。

メッセージ3： 年間売上げに対する不明ロス金額の構成比は、直近年度で平均 0.65%、＜0.42%＞。百貨店 1.02%、書籍・文具 0.88%、ホームセンター・カー用品 0.82%、コンビニ・ミニスーパー 0.75%、総合ディスカウント 0.70%、スーパー 0.64%などの業態の比率が高い。

メッセージ4： 不明ロスの中で万引被害と推定される金額の比率は業態別に大きく異なり、「50.%以上」とするものの比率が高いものが書籍・文具、逆に「30%

未満」とするものの比率が高いのが婦人服・子供服、スポーツ用品、靴、時計・めがねなど、様々である。「万引被害以外の不明ロスの中には、従業員による不正（いわゆる「内引き」）、流通過程における盗難・減耗等が含まれ、万引被害（いわゆる「外引き」）対策だけでは問題が解消しない。

メッセージ５： 万引被害の増減傾向は、1 年前比較で「やや増えた」が 32.8％で最も多く、次いで「変わらない」27.3％。「増加」が合わせて 39.9％、「減少」が合わせて 19.4％である。

メッセージ６： 万引被害の最も多い商品は「食品」で、続いて多い順に「化粧品」、「衣料品」、「菓子」、「雑貨」、「酒類」、「食料品」、「本類」、「酒類」、「小物」、「惣菜」、「医薬品」、「アクセサリー」、「ＤＶＤ」などが挙げられる。近年の傾向として高額商品や嗜好品ではなく、生活必需品が多くなっていることが特筆される。

メッセージ７： 最近の万引犯罪の原因として最も多く挙げられているのが「万引に対する犯罪意識の欠落」76.3％。次いで「長引く経済不況」、「店舗の大型化」、「従業者の防犯意識の低下」などとなっている。業種別にはほとんどの業態で「万引に対す犯罪意識の欠落」がトップになっているのが近年の特徴である。万引犯罪の原因の第２位に上げられている「失業者の増加など長引く経済不況」は、コンビニ・ミニスーパー 87.0％、生活協同組合 83.3％などが高い比率を挙げている。

メッセージ８： 回答各社で万引被害を減少させた要因としては、「防犯カメラを増やした」がトップで 30.4％、次いで「減少していない」、「店内レイアウトを改めた」の順である。

メッセージ９： 万引犯罪を発見した場合の処理としては、「全件警察に通報。学校・家庭にはケースバイケース」が 44.7％でトップ。「全件通報」は全体で 73.2％となっており、業態別ではホームセンター・カー用品、書籍・文具、ドラッグストアなどが高い比率を挙げている。

警察に「全件通報」「一部通報」して、書類作成等で警察に居た平均時間は「１～２時間」が一番多く 35.6％、次に「３０分～１時間」29.7％である。また、警察に居た時間で「負担」と感じる時間は、「１～２時間」が一番多く 43.2％、次に「30 分～１時間」32.2％が「負担」と感じてお

り、警察での手続きでは「参考人調書」44.9%、「警察に行くこと」40.7%が「手間」と感じている。

メッセージ10： 回答小売業の70.0%＜71.5%＞が万引犯罪に関して「青少年の健全育成の面からさせてはならない」としている。これに次いで「経営上大きな影響を蒙るので対策すべき」の64.4%＜65.8%＞である。

メッセージ11： 回答小売業が店舗で実施している万引防止対策としては「お客様に対する声掛け」90.9%、「防犯カメラの設置」78.7%が双璧。業態別に対策の特徴がある。

メッセージ12： 各社が万引防止のために実施している従業員教育としては「朝礼で取り上げさせる」45.5%、「万引防止マニュアルの作成・配備」40.3%、他に「人事評価に反映」12.6%というものもある。

メッセージ13： 万引犯を捕捉した際の費用（人件費）を請求している企業は5.5%あり、90%以上の企業が請求をしていない。この「請求を行っていない」企業のうち、今後「導入を検討している」は19.7%、「請求は考えていない」は75.0%である。

メッセージ14： 回答小売企業は少年の万引犯罪防止はどこが主体となるべきと考えているかに関しては、「家庭」が84.6%、及び「学校」73.1%が双璧である。これに対して成人の万引犯罪に関しては「警察」の77.5%が圧倒的で、次いで「小売業者」61.3%、「社会全体」47.4%。「地域社会」は34.4%にとどまる。

メッセージ15： 回答小売企業の地域社会との付き合い方は、「万引防止のポスターを店頭に貼っている」54.2%がトップで、次いで「生徒の職場体験を受け入れている」52.2%、「制服警察官の店内巡回を受け入れている」35.2%などである。

メッセージ16： 法改正された刑法235条の認知と適用については、「知っている」63.2%、「知らない」35.6%、「無回答」1.2%となった。

またこの法律の適用状況については、「適用されたか不明」50.0%、「適用されたことがない」36.3%、「適用されたことがある」13.1%、「無回答」0.6%となった。

メッセージ 17： マイバックの使用については、「奨励している」51.0%、「奨励も、お断りもしていない」43.9%、「お断りしている」2.8%となった。「奨励している」のは、生活協同組合、スーパー、百貨店、コンビニ・ミニスーパーの業態の比率が高い。マイバック使用と万引数の増減の関係では、「万引は変わらない」52.9%、「万引が増えた」36.7%、「万引は減った」0.4%となった。

第１章　全国万引実態調査について

(1) 調査の背景

小売業・サービス業店頭で急増している万引犯罪は、主としてセルフ販売を行なっている企業にとって深刻な経営問題となるのみならず、青少年の健全育成の面からも、また地域の治安維持の面からも大きな社会問題となっている。しかしながら、わが国においては、万引被害の実態は全国的には把握されておらず、それが対策の遅れをもたらす一因となっている面は否めない。近年、高齢者の万引が急増し深刻な社会問題となっている。

このような状況を踏まえ、平成 17 年 6 月設立された万引犯罪防止のための全国団体「特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構」は、平成 17 年度、全国の主要な小売業・サービス企業における万引被害の現状を、初めて共通の調査票で調査し業種別の実態を把握したのに続き、毎年実施し平成 22 年度は第 6 回調査を実施した。

(2) 調査の目的

主としてセルフ販売を行なっている全国の小売業・サービス業における万引被害の現状を共通の調査票で調査し、業種別の実態を把握することによって、小売業・サービス業をはじめ、警備業・防犯機器メーカー・損害保険業等関連業界に万引防止対策の基礎データを提供するとともに、行政・警察当局の防犯施策、青少年指導団体、町の防犯ボランティア活動等に資することを目的とした。

(3) 調査内容

主な調査項目は次の通りである。

① 回答企業の業態・店舗数・年商・決算月等
② 万引犯罪被害の状況及び傾向
③ 万引犯罪発見後の処理
④ 万引犯罪の防止策
⑤ 過去にあった特徴的な万引犯罪事例
⑥ 万引犯罪を減らすために有効な方法
⑦ 警察・行政・学校・家族への要望事項

(4) 調査実施の枠組み

①調査の実施主体：特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構
（本部・東京都新宿区、理事長・河上和雄＜元・東京地検特捜部長＞）
調査研究委員会担当
②調査実施の協力：警察庁生活安全局生活安全企画課

(5)調査対象

日本経済新聞社編「日経小売・卸売企業年鑑 2006」を調査台帳を基本とし、随時最新の情報に更新した掲載企業のうち、主として「セルフ販売」を採用する企業の本部を調査対象とした。(企業調査)

業態№.	業態	＜対象企業数＞
０１	百貨店	＜81 社＞
０２	スーパー	＜207 社＞
０３	婦人服・子供服	＜62 社＞
０４	紳士服	＜24 社＞
０５	カジュアル衣料	＜14 社＞
０６	呉服	＜10 社＞
０７	服飾・服飾雑貨	＜19 社＞
０８	家具	＜14 社＞
０９	家電製品	＜31 社＞
１０	玩具・ホビー用品	＜8 社＞
１１	書籍・文具	＜33 社＞
１２	ドラックストア	＜58 社＞
１３	靴	＜16 社＞
１４	時計・めがね	＜23 社＞
１５	宝飾品	＜18 社＞
１６	スポーツ用品	＜24 社＞
１７	カメラ	＜3 社＞
１８	楽器・CD	＜15 社＞
１９	ホームセンター・カー用品	＜52 社＞
２０	総合ディスカウント	＜24 社＞
２１	酒類	＜10 社＞
２２	生鮮	＜11 社＞
２３	100 円ショップ	＜5 社＞
２４	その他専門店	＜33 社＞
２５	生活協同組合	＜52 社＞
２６	コンビニ・ミニスーパー	＜104 社＞
	計	951 社

(6) 調査の経過

①調査予告（平成２３年２月 23 日）

本調査に先立ち、調査主旨・調査実施主体の概要・調査項目等の資料を全調査対象に送付し、調査の予告を行なった。

②本調査（平成 23 年３月３日）

アンケートは調査票の郵送配布・郵送回収により実施した。

締切日までに回答の無かった企業にはハガキ・文書により２回の督促を行なった。

③回収状況

予告発送総数	951
倒産、合併、不明、辞退、受取拒否等	25
有効会社数	926
回収数	253
有効回収数	253
有効回収率	26.6%

第２章　調査結果

１．回答企業

(1)業態別分布

今回のアンケート回答企業253社＜21年 319社＞の業態別分布は企業数の多い順に次の通りである。

1	スーパー	67社	14	時計・めがね	5社
2	百貨店	29社	15	カジュアル衣料	4社
3	コンビニ・ミニスーパー	23社	16	服飾・服飾雑貨	4社
4	ドラッグストア	18社	17	楽器・ＣＤ	3社
5	生活協同組合	18社	18	呉服	3社
6	ホームセンター・カー用品	17社	19	紳士服	3社
7	書籍・文具	11社	20	酒類	2社
8	家電製品	10社	21	宝飾品	2社
9	スポーツ用品	8社	22	１００円ショップ	1社
10	婦人服・子供服	8社	23	玩具・ホビー用品	1社
11	総合ディスカウント	6社	24	カメラ	0社
12	その他専門店	5社	25	家具	0社
13	靴	5社	26	生鮮	0社

(2)店舗数・年商・決算月の分布

回答企業の展開している店舗数は、直近決算年度で「11～30店舗」が56社（22.1%）、「101店舗以上」が48社（19.0%）、「51～100店舗」が47社（18.6%）、「5店舗以下」が43社（17.0%）、「31～50店舗」が32社（12.6%）、「6～10店舗」が21社（8.3%）の順となっており、幅広く分布している。平均は112.5店舗。（コンビニ・ミニスーパーの平均466.4店舗が平均店舗数を押し上げているため、店舗数の平均は大きい意味を持たない。）

年商の単純平均は762億円＜698億＞、決算月の分布は2月 93社、3月 76社と、この２ヶ月で全体の３分の２（約７割）を占めている。

※ ＜ ＞内の数字は前年の調査

２．万引犯罪の状況及び傾向

(1)万引対策を全社的に担当している部門

万引対策の担当部門は、「本部または管理部門」が146社（57.7%）、「店舗業務」が88社（34.8%）、「警備部門」が12社（4.7%）、「その他」が6社（2.4%）の順となっており、「本部または管理部門」が全体の約６割を占めている。

(2)直近決算年度の万引き犯罪被害件数

直近決算年度における回答企業（各全社分）の万引犯罪被害件数については、回答企業253社のうち、この問いに対する有効回答210社の被害総件数が68,995件、業界平均が329件。平均件数の多い業態は、スーパー 925件、ホームセンター・カー用品 539件、総合ディスカウント 512件、書籍・文具 217件、その他専門店 117件、生活協同組合 73件、ドラッグストア 66件、＜H21．その他専門店、１００円ショップ、総合ディスカウント、ホームセンター・カー用品、スーパー、書籍・文具、家電製品＞などの業態が多い。（図1・表1参照）

図1　　問2－1. 万引犯罪被害の件数(1社平均)

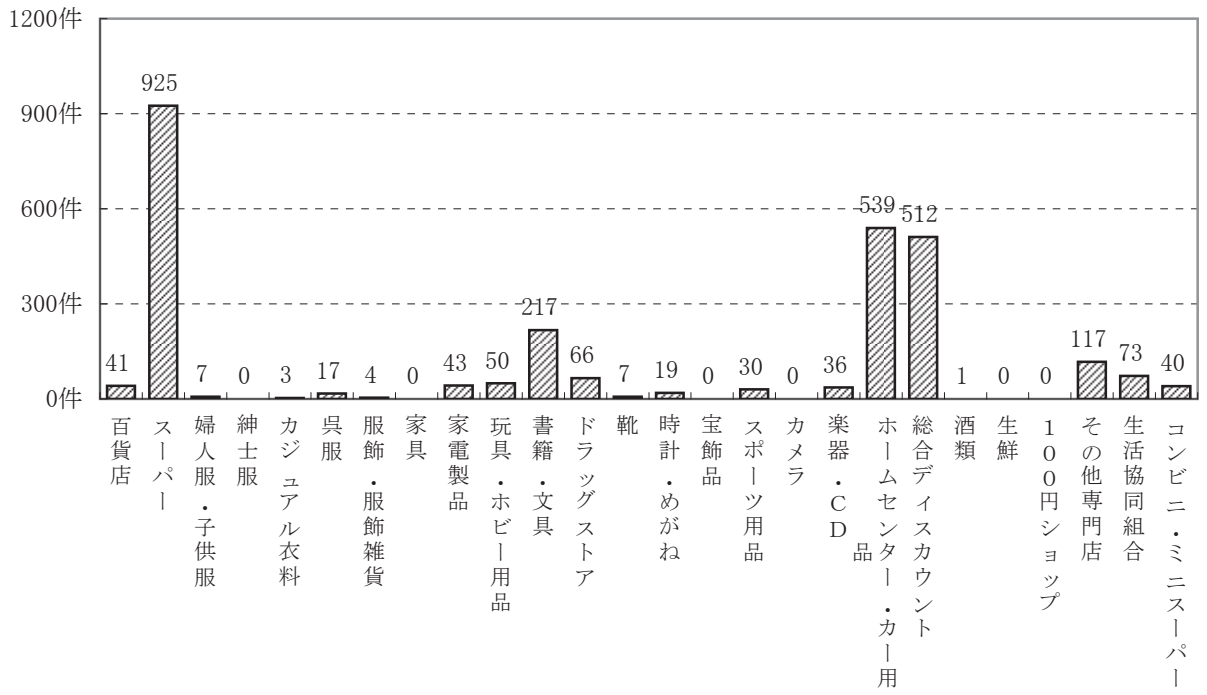

表1　　問2－1. 万引犯罪被害の件数

業態	第6回（平成22年度）			第5回（平成21年度）	第4回（平成20年度）
	回答企業数	総被害件数	1社平均	1社平均	1社平均
全体	253	68,995	329	168	205
百貨店	29	1,193	41	37	51
スーパー	67	53,641	925	313	421
婦人服・子供服	8	51	7	16	28
紳士服	3	0	0	1	83
カジュアル衣料	4	6	3	－	155
呉服	3	50	17	4	0
服飾・服飾雑貨	4	12	4	3	10
家具	－	－	－	0	0
家電製品	10	428	43	170	14
玩具・ホビー用品	1	50	50	43	111
書籍・文具	11	1,739	217	278	297
ドラッグストア	18	1,054	66	78	221
靴	5	21	7	155	0
時計・めがね	5	56	19	30	11
宝飾品	2	0	0	4	2
スポーツ用品	8	181	30	153	190
カメラ	－	－	－	5	0
楽器・CD	3	72	36	19	12
ホームセンター・カー用品	17	5,933	539	323	399
総合ディスカウント	6	2,046	512	332	227
酒類	2	1	1	1	2
生鮮	－	－	－	52	0
100円ショップ	1	－	－	406	－
その他専門店	5	467	117	602	50
生活協同組合	18	1,314	73	56	22
コンビニ・ミニスーパー	23	680	40	59	273

・回答企業数はこの調査に回答をいただいた企業数です。
・個々の設問に対して「0」回答は有効回答として、平均算出の母数には入りますが、
　無回答は平均算出の母数には含まれません。

(3)確保した万引犯の人数

同様に確保した（捕まえた）万引犯の人数については、この問いに対する有効回答215社の総人数が39,827人、業界平均が185人。平均人数の多い業態は、ホームセンター・カー用品 551人、スーパー 417人、総合ディスカウント 383人、書籍・文具 211人、その他専門店 131人＜H21. １００円ショップ、総合ディスカウント、スーパー、書籍・文具、ホームセンター・カー用品、その他専門店＞などの業態が多い。
（図2・表2参照）

図2　　問2－1. 確保した万引犯の人数（1社平均）

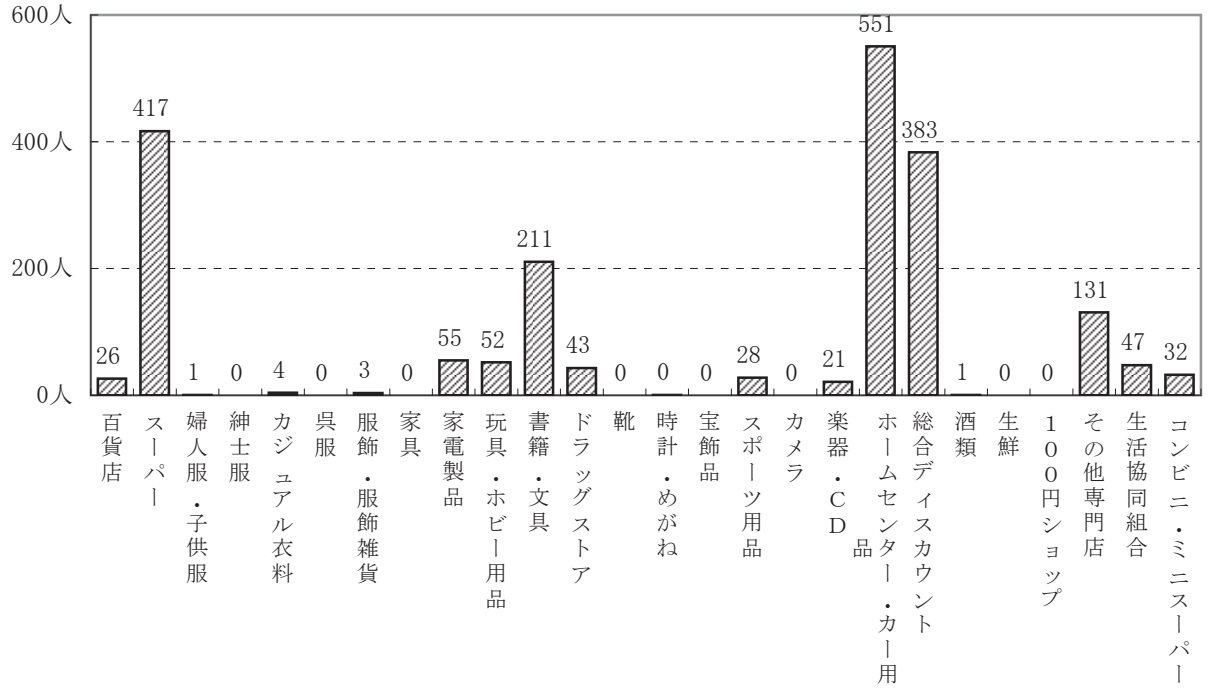

表2　　問2－1. 確保した万引犯の人数

業態	第6回（平成22年度）			第5回（平成21年度）	第4回（平成20年度）
	回答企業数	総被害件数	1社平均	1社平均	1社平均
全体	253	39,827	185	164	158
百貨店	29	735	26	25	29
スーパー	67	24,990	417	340	340
婦人服・子供服	8	5	1	13	1
紳士服	3		0	1	13
カジュアル衣料	4	8	4	－	32
呉服	3		0	0	0
服飾・服飾雑貨	4	10	3	3	1
家具	－	－	－	0	0
家電製品	10	497	55	125	11
玩具・ホビー用品	1	52	52	56	130
書籍・文具	11	2,318	211	338	284
ドラッグストア	18	640	43	57	79
靴	5		0	0	0
時計・めがね	5	1	0	1	1
宝飾品	2		0	0	0
スポーツ用品	8	195	28	61	53
カメラ	－	－	－	0	0
楽器・CD	3	64	21	19	10
ホームセンター・カー用品	17	6,055	551	310	300
総合ディスカウント	6	2,299	383	341	212
酒類	2	1	1	1	2
生鮮	－	－	－	52	0
100円ショップ	1	－	－	422	－
その他専門店	5	523	131	217	52
生活協同組合	18	851	47	53	23
コンビニ・ミニスーパー	23	583	32	65	248

・回答企業数はこの調査に回答をいただいた企業数です。
・個々の設問に対して「0」回答は有効回答として、平均算出の母数には入りますが、
　無回答は平均算出の母数には含まれません。

(4) 男女別内訳

確保した万引犯の男女別内訳は、業界全体では男性60.9%、女性36.7%、性別不明2.3%となっているが、この比率は業態によって異なる。

業態別に見ると、男性の比率の高い業態は、時計・めがね、酒類、スポーツ用品、楽器・ＣＤ、家電製品、その他専門店、ホームセンター・カー用品、＜H21. 楽器・ＣＤ、家電製品、スポーツ用品、ホームセンター・カー用品、総合ディスカウント＞、の順に男性の比率が高く、一方、女性の比率の高い業態は、呉服、服飾・服飾雑貨、百貨店、生活協同組合、ドラッグストア、＜H21. 婦人服・子供服、、その他専門店、百貨店，ドラッグストア、生活協同組合＞の順に女性の比率が高い。

（被害件数３件以下は除く）（図3-1、3-2・表3参照）

図3－1　　問2－2. 確保した万引犯の性別

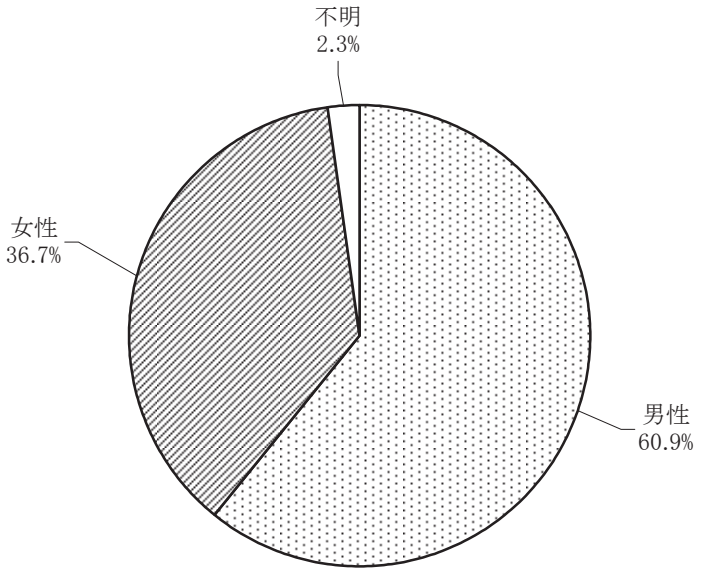

図3－2　　問2－2. 確保した万引犯の性別

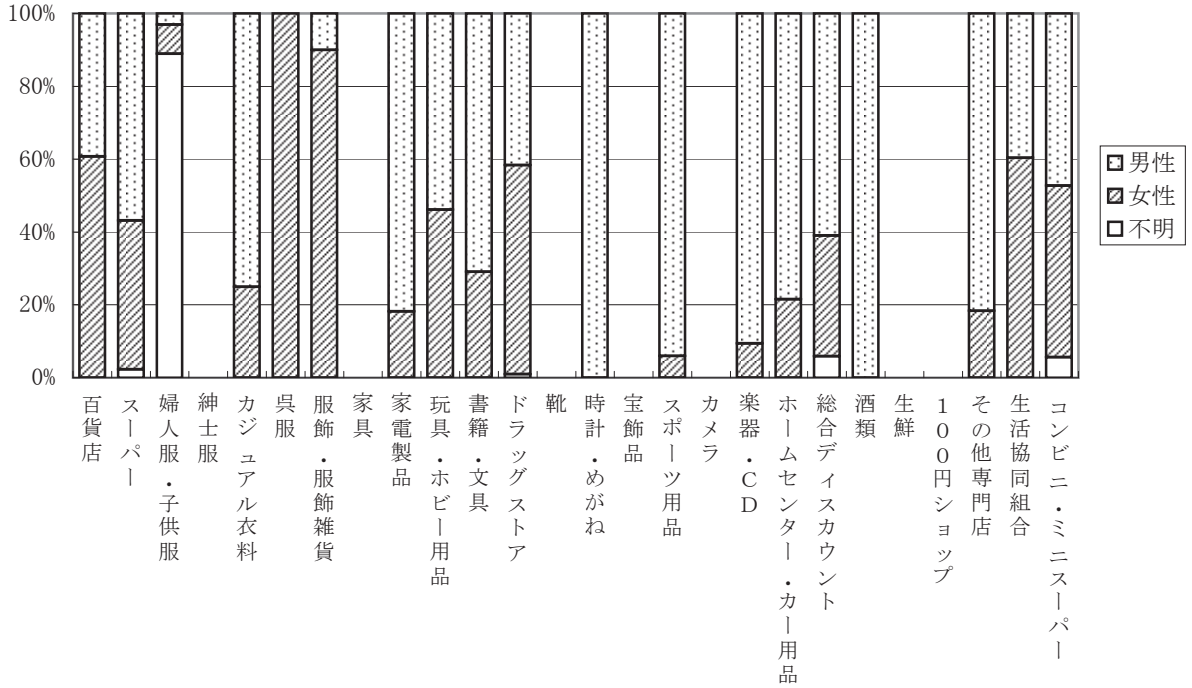

表3　　問2－2. 確保した万引犯の性別　　(%)

業態	第6回（平成22年度）			第5回（平成21年度）			第4回（平成20年度）		
	男性	女性	不明	男性	女性	不明	男性	女性	不明
全体	60.9	36.7	2.3	50.2	35.8	14.1	56.8	40.0	3.3
百貨店	39.3	60.7	0.0	41.8	58.2	0.0	36.3	61.1	2.6
スーパー	56.9	40.8	2.3	50.4	39.8	9.9	52.4	44.2	3.5
婦人服・子供服	3.1	8.0	89.0	14.8	85.2	0.0	25.0	75.0	－
紳士服	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	－	68.0	32.0	－
カジュアル衣料	75.0	25.0	－	－	－	－	65.0	29.0	6.0
呉服	－	100.0	－	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
服飾・服飾雑貨	10.0	90.0	0.0	22.2	77.8	－	－	100.0	－
家具	－	－	－	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家電製品	81.8	18.2	0.0	95.3	4.7	0.0	75.7	24.3	－
玩具・ホビー用品	53.8	46.2	－	23.2	76.8	－	81.9	18.1	0.0
書籍・文具	70.9	29.1	0.0	47.5	14.6	37.9	77.9	21.9	0.2
ドラッグストア	41.6	57.4	1.0	39.4	56.2	4.4	37.6	54.9	7.4
靴	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
時計・めがね	100.0	－	－	100.0	－	－	66.7	33.3	－
宝飾品	－	－	－	－	－	－	0.0	100.0	－
スポーツ用品	94.0	6.0	0.0	93.6	6.4	0.0	97.6	2.4	0.0
カメラ	－	－	－	－	－	－	0.0	0.0	0.0
楽器・CD	90.6	9.4	－	98.2	1.8	0.0	78.3	21.7	－
ホームセンター・カー用品	78.4	21.6	0.0	70.5	28.9	0.6	70.9	24.3	4.8
総合ディスカウント	60.9	33.1	5.9	62.7	37.3	0.0	63.3	36.7	0.0
酒類	100.0	0.0	0.0	75.0	25.0	－	50.0	50.0	－
生鮮	－	－	－	44.2	55.8	－	0.0	0.0	－
100円ショップ	－	－	－	49.5	12.1	38.4	－	－	－
その他専門店	81.7	18.3	0.0	24.3	73.7	2.0	61.9	34.4	3.7
生活協同組合	39.7	60.3	0.0	47.9	52.1	0.0	47.4	45.6	7.0
コンビニ・ミニスーパー	47.3	47.0	5.7	54.2	43.9	1.8	52.6	46.2	1.2

(5)職業別内訳

同様に、確保した万引犯の職業別内訳は「無職」の35.4%、を筆頭に「主婦」16.7%、「社会人」13.4%、「中学生」11.5%、「高校生」8.9%、「不明」5.0%、「小学生」3.7%となっている。また「小学生」、「中学生」、「高校生」を合わせた「青少年」は24.1%であった。

業態別に見ると、時計・めがね、婦人服・子供服、生活協同組合、ホームセンター・カー用品、百貨店、コンビニ・ミニスーパーに於いては「無職」又は「主婦」で60%以上を占めている。書籍・文具、玩具・ホビー用品、その他専門店、カジュアル衣料では「中学生」「高校生」の比率が高く、酒類、服飾・服飾雑貨での「社会人」の比率も高い。

（被害件数３件以下は除く）（図4・表4参照）

図4　問3－1. 確保した万引犯の職業別構成比

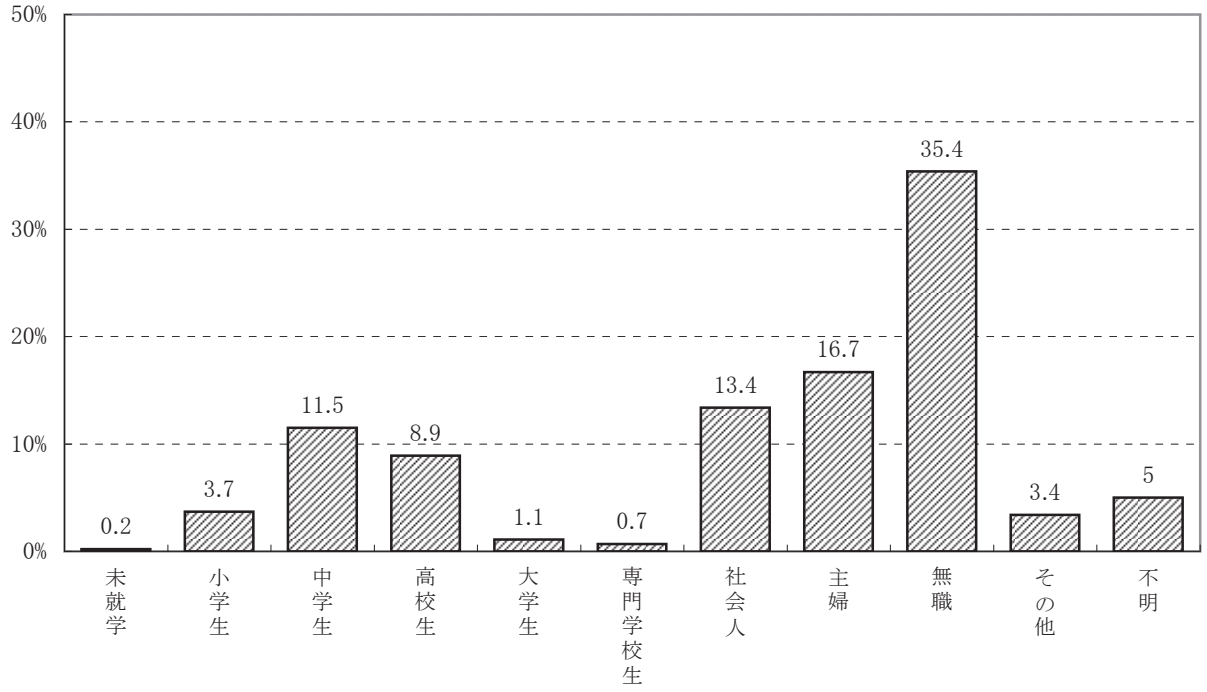

表4　　問3－1. 確保した万引犯の職業別構成比　　(%)

業態		未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	専門学校生	社会人	主婦	無職	その他	不明
第6回（平成22年度）	全体	0.2	3.7	11.5	8.9	1.1	0.7	13.4	16.7	35.4	3.4	5.0
	百貨店	0.0	1.1	8.0	6.4	1.8	1.1	15.2	23.7	38.7	0.8	3.2
	スーパー	0.3	4.7	9.6	8.4	1.0	0.5	12.0	16.8	37.9	4.3	4.6
	婦人服・子供服	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	25.0	0.0
	紳士服	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	カジュアル衣料	0.0	0.0	25.0	15.0	0.0	10.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0
	呉服	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	服飾・服飾雑貨	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	家具	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	家電製品	0.0	2.3	20.7	16.5	1.0	1.0	25.0	3.2	26.0	1.8	2.5
	玩具・ホビー用品	0.0	14.0	35.0	10.0	2.0	4.0	12.0	2.0	21.0	0.0	0.0
	書籍・文具	0.0	10.3	35.3	17.2	2.2	0.9	8.7	4.1	16.5	3.0	1.8
	ドラッグストア	0.0	0.9	11.3	9.3	1.9	1.3	9.9	16.5	33.6	8.9	6.4
	靴	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	時計・めがね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	宝飾品	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	スポーツ用品	0.0	0.6	21.2	16.0	0.4	0.0	33.6	0.4	7.2	0.0	20.6
	カメラ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	楽器・CD	0.0	2.5	10.0	25.0	0.0	0.0	5.0	0.0	45.0	0.0	12.5
	ホームセンター・カー用品	0.0	2.3	8.8	9.1	0.1	0.1	8.1	14.0	52.3	1.2	4.0
	総合ディスカウント	2.5	0.0	6.1	4.1	0.2	1.0	4.3	4.9	43.4	8.6	25.0
	酒類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生鮮	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	100円ショップ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他専門店	0.5	9.5	26.8	17.8	3.3	0.3	28.5	3.3	5.0	0.0	5.3
	生活協同組合	0.0	3.0	2.7	6.7	0.1	0.0	7.9	35.2	36.4	5.7	2.4
	コンビニ・ミニスーパー	0.7	2.8	9.9	4.1	0.7	0.3	13.1	16.2	46.1	0.0	6.1
第5回（平成21年度）	全体	0.2	3.8	11.6	8.1	1.5	0.4	11.2	19.3	31.5	3.1	9.3
第4回（平成20年度）	全体	0.2	3.8	10.2	8.1	1.3	0.7	14.2	20.4	29.0	2.1	10.0

(6) 単独犯・複数犯別内訳

同様に、確保した万引犯の単独犯・複数犯別内訳は、「単独犯」が84.9%で前回同様に圧倒的多く、「複数犯」は11.8%、「不明」3.3%、と前回とほぼ同比率で変わっていない。複数犯の内訳は「２人組」7.3%、「３人組」3.1%、「４人組以上」1.4%である。

（図5・表5参照）

図5　問3－2. 確保した万引犯の人数構成比

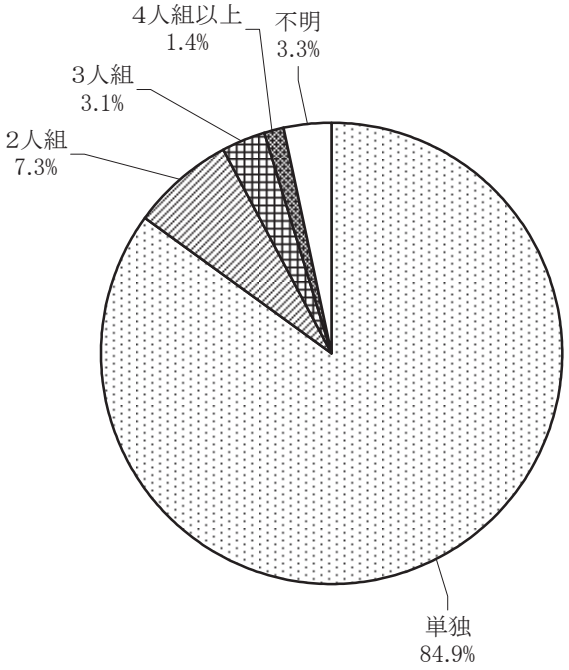

表5　問3－2. 確保した万引犯の人数構成比　(%)

回数(年度)	単独	2人組	3人組	4人組以上	不明
第6回(平成22年度)	84.9	7.3	3.1	1.4	3.3
第5回(平成21年度)	81.8	7.9	3.3	3.1	3.9
第4回(平成20年度)	86.1	6.7	2.3	1.5	3.4

(7)確保を実行した者の内訳

誰が万引犯を確保したのかの内訳については、「保安警備員」が92.4%、「自社の従業員」7.2%、と両者で全体の99.6%ある。（確保した実数合計の構成比を見たもの）

さらに確保した万引犯の多い業態別を、「保安警備員」と「自社の従業員」別に見てみると、時計・めがね、ホームセンター・カー用品、総合ディスカウント、スーパーについては「保安警備員」90%以上と大半を占めている。また、婦人服・子供服、スポーツ用品、その他専門店については「自社の従業員」60%以上と「自社の従業員」の比率の高い業態もあり、業態別の万引犯確保の特徴が表れている。

（回答企業５社以上の業態に限定）

(8)年間の総売上げに対する不明ロス金額の構成比

回答企業各社の決算年度における年間の不明ロス金額（万引以外の全てのロスを含む）の年間総売上げに対する構成比については、直近年度で、この問いに対する有効回答165社の平均が0.65%＜203社、0.42%＞

これを業態別に見てみると、百貨店 1.02%、書籍・文具 0.88%、ホームセンター・カー用品 0.82%、コンビニ・ミニスーパー 0.75%、総合ディスカウント 0.70%、スーパー 0.64%などの比率が高い。（回答企業５社以上の業態に限定）

（図6・表6参照）

図6　問5. 年間の不明ロス金額の構成比

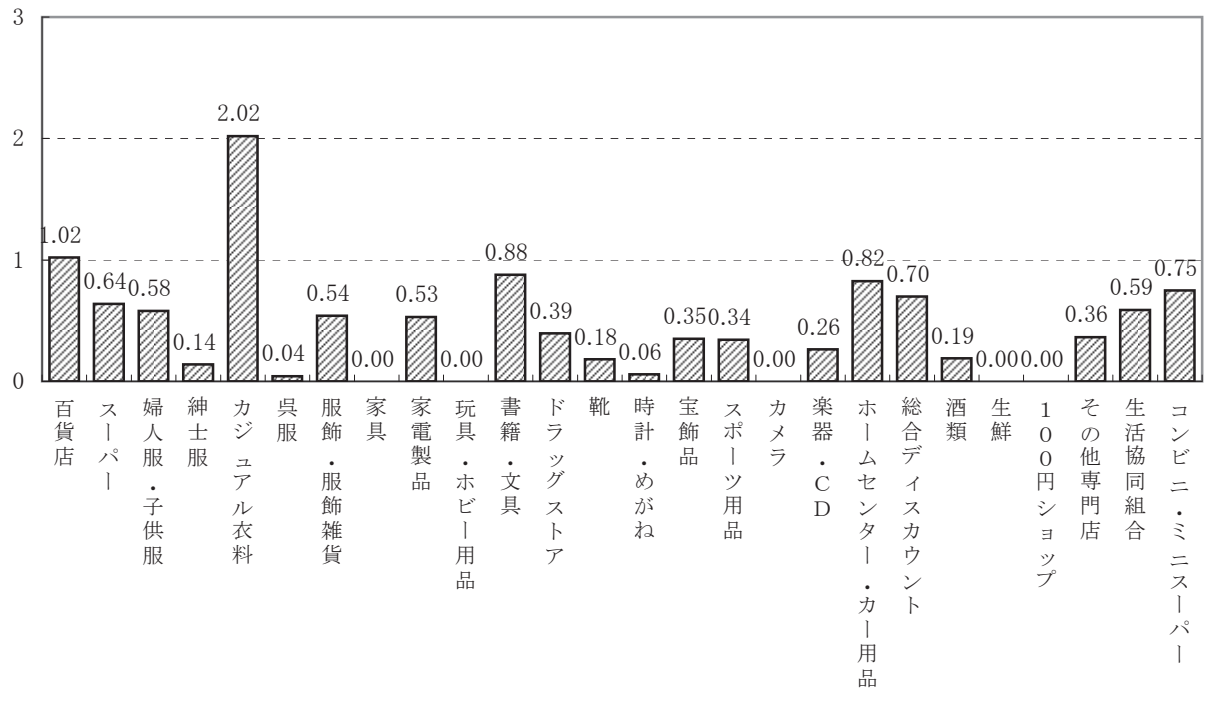

表6　　問5. 年間の不明ロス金額の構成比　　(%)

業態	第6回（平成22年度）		第5回（平成21年度）	第4回（平成20年度）
	回答企業数	1社平均	1社平均	1社平均
全体	253	0.65	0.42	0.52
百貨店	29	1.02	0.15	0.92
スーパー	67	0.64	0.37	0.62
婦人服・子供服	8	0.58	0.19	0.52
紳士服	3	0.14	0.02	0.06
カジュアル衣料	4	2.02	1.60	0.72
呉服	3	0.04	0.04	0.70
服飾・服飾雑貨	4	0.54	1.50	0.81
家具	－	－	0.06	0.00
家電製品	10	0.53	0.09	0.05
玩具・ホビー用品	1	－	0.49	0.50
書籍・文具	11	0.88	0.59	0.74
ドラッグストア	18	0.39	0.48	0.54
靴	5	0.18	0.28	0.47
時計・めがね	5	0.06	0.87	0.04
宝飾品	2	0.35	0.18	0.27
スポーツ用品	8	0.34	0.58	0.31
カメラ	－	－	－	0.08
楽器・CD	3	0.26	0.88	0.23
ホームセンター・カー用品	17	0.82	0.60	0.63
総合ディスカウント	6	0.70	0.35	0.68
酒類	2	0.19	0.11	0.20
生鮮	－	－	1.33	－
100円ショップ	1	－	0.15	－
その他専門店	5	0.36	0.35	0.65
生活協同組合	18	0.59	0.31	0.28
コンビニ・ミニスーパー	23	0.75	0.71	0.33

・回答企業数はこの調査に回答をいただいた企業数です。
・個々の設問に対して「0」回答は有効回答として、平均算出の母数には入りますが、無回答は平均算出の母数には含まれません。

(9)不明ロス金額の算出方法

回答企業各社における不明ロス金額の算出方法については、「商品の単品管理を行い、ロス金額を算出する」51.8%、「決算上の粗利益からロス金額を推定する」18.6%、「その他の方法による」15.8%となっている。

業態別には「単品管理」の比率の高い順に靴 80.0%、家電製品 70.0%、総合ディスカウント 66.7%、コンビニ・ミニスーパー 65.2%、婦人服・子供服 62.5%、スポーツ用品 62.5%、時計・めがね 60.0%となっている。＜H21. 紳士服 100%、家電製品88.9%、時計・めがね、スポーツ用品が各80.0%、婦人服・子供服、総合ディスカウントが各75.0%、楽器・ＣＤ 71.4%など＞。

「粗利益から推定」の比率の高い順にその他専門店 40.0%、婦人服・子供服 37.5%、書籍・文具 36.4%、ドラッグストア 33.3%、生活協同組合 27.8%となっている。＜H21. 文具・書籍 30.0%、スーパー、生活協同組合が各25.0%など＞。

また「その他の方法」の比率の高い順では、その他専門店 40.0%、百貨店 37.9%、ホームセンター・カー用品 29.4%、書籍・文具 27.3%となっており、商品特性に応じた不明ロス管理の特徴が良く表れている。

（回答企業５社以上の業態に限定）

(10)不明ロスの中で万引被害と推定される金額の比率

次に、各社の直近の年間不明ロス金額のうち、万引被害によるものと推定される金額の比率を尋ねた結果は、「わからない」とするものが24.9%＜27.9%＞と最も多く、次いで「10%未満」の25.3%＜23.5%＞である。「50%未満」を合算すると、合計で49.1%＜51.1%＞となり、残りは万引被害以外の不明ロスということになる。

業態別には万引被害が「50%以上」と比率が高い業態は、書籍・文具 81.9%＜60.0%＞、逆に不明ロスのうち、万引被害が「30%未満」とするものの比率が高いのが婦人服・子供服 62.5%、スポーツ用品 62.5%、靴 60.0%、時計・めがね 60.0%、生活協同組合 50.0%などである。

（回答企業５社以上の業態に限定）

(11)不明ロス金額の原因別の推定割合

回答企業各社における不明ロス金額の原因別の推定割合については、比率の高い順に「万引き」45.3%、「管理誤り」25.7%、「不明」21.1%、「従業員窃盗」6.0%、「業者不正」2.0%となっている。

業態別には万引被害以外の原因でみると「管理誤り」の比率の高い順では、スポーツ用品 43.8%、生活協同組合 40.3%、靴 36.7%、ホームセンター・カー用品 34.8%などである。

「従業員窃盗」の比率の高い順では、コンビニ・ミニスーパー 20.9%、総合ディスカウント 10.0% などとなっており、業態別の不明ロス金額の原因による特徴が表れている。

（回答企業５社以上の業態に限定）

(12)万引被害金額の増減傾向

万引被害金額の増減傾向を１年前対比で比較した結果は「大変増えた」7.1%、「やや増えた」32.8%、「変わらない」27.3%、「やや減った」17.4%、「大変減った」2.0%、「わからない」9.5%であった。

「大変増えた」と「やや増えた」を合わせた「増加」が39.9%＜46.4%＞、「大変減った」と「やや減った」を合わせた「減少」が19.4%＜16.6%＞となっており、昨年度に比べて約9%程度の減少傾向が見られる。（「増加」－「減少」の比率）

業態別に見てみると、「増加」の比率の高いものは、書籍・文具 72.7%、生活協同組合 55.6%、ホームセンター・カー用品 41.2%、スーパー 40.3%となっている。

「減少」の比率の高いものは、家電製品 30.0%、ドラッグストア 27.8%、婦人服・子供服 25.0%、スーパー 23.9%、ホームセンター・カー用品 23.5%となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図7・表7参照）

図7　問8. 1年前と比較した万引被害金額の傾向

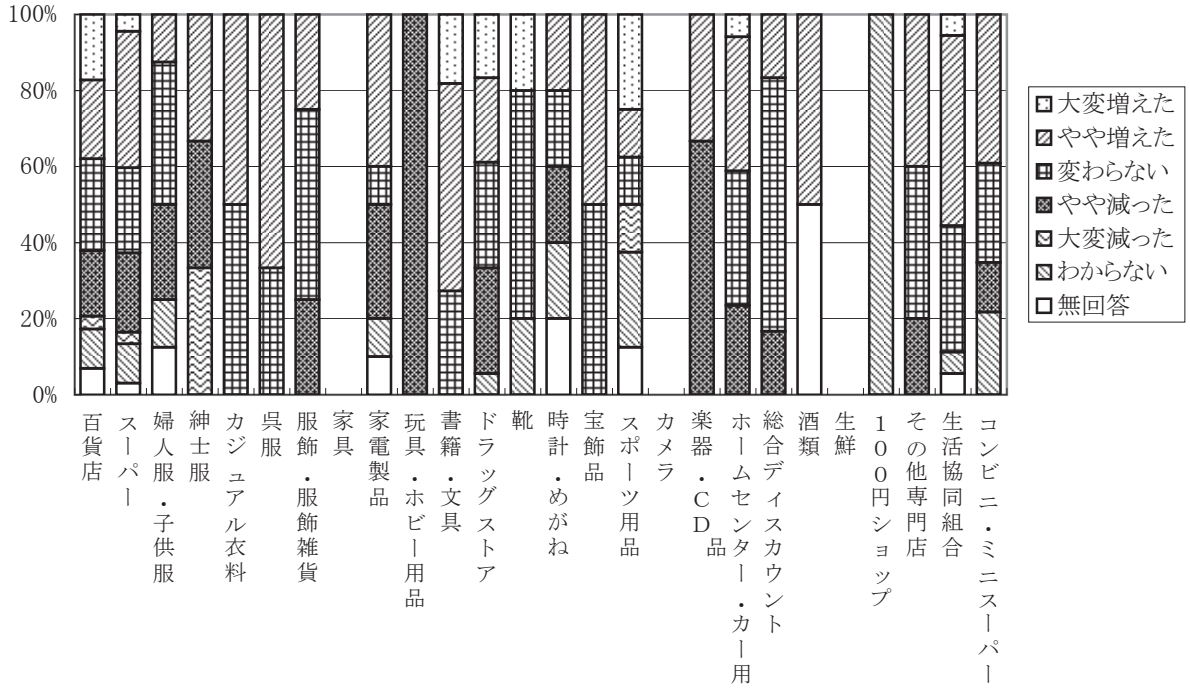

表7　　問8．1年前と比較した万引被害金額の傾向　　（%）

業態		大変増えた	やや増えた	変わらない	やや減った	大変減った	わからない	無回答
第6回（平成22年度）	全体	7.1	32.8	27.3	17.4	2.0	9.5	4.0
	百貨店	17.2	20.7	24.1	17.2	3.4	10.3	6.9
	スーパー	4.5	35.8	22.4	20.9	3.0	10.4	3.0
	婦人服・子供服	－	12.5	37.5	25.0	－	12.5	12.5
	紳士服	－	33.3	－	33.3	33.3	－	－
	カジュアル衣料	－	50.0	50.0	－	－	－	－
	呉服	－	66.7	33.3	－	－	－	－
	服飾・服飾雑貨	－	25.0	50.0	25.0	－	－	－
	家具	－	－	－	－	－	－	－
	家電製品	－	40.0	10.0	30.0	－	10.0	10.0
	玩具・ホビー用品	－	－	－	100.0	－	－	－
	書籍・文具	18.2	54.5	27.3	－	－	－	－
	ドラッグストア	16.7	22.2	27.8	27.8	－	5.6	－
	靴	20.0	－	60.0	－	－	20.0	－
	時計・めがね	－	20.0	20.0	20.0	－	20.0	20.0
	宝飾品	－	50.0	50.0	－	－	－	－
	スポーツ用品	25.0	12.5	12.5	－	12.5	25.0	12.5
	カメラ	－	－	－	－	－	－	－
	楽器・CD	－	33.3	－	66.7	－	－	－
	ホームセンター・カー用品	5.9	35.3	35.3	23.5	－	－	－
	総合ディスカウント	－	16.7	66.7	16.7	－	－	－
	酒類	－	50.0	－	－	－	－	50.0
	生鮮	－	－	－	－	－	－	－
	100円ショップ	－	－	－	－	－	100.0	－
	その他専門店	－	40.0	40.0	20.0	－	－	－
	生活協同組合	5.6	50.0	33.3	－	－	5.6	5.6
	コンビニ・ミニスーパー	－	39.1	26.1	13.0	－	21.7	－
第5回（平成21年度）	全体	12.2	34.2	19.7	14.1	2.5	14.1	3.1
第4回（平成20年度）	全体	8.3	30.2	23.5	13.9	1.2	16.7	6.2

(13)万引被害件数の多い商品

回答企業各社に万引被害件数の多い商品を、被害件数の多い順に５つの商品を記入方式で尋ねた結果、回答いただいた総商品数は、1,021品となった。

最も多い商品は「食品」で、続いて多い順に「化粧品」、「衣料品」、「菓子」、「雑貨」、「酒類」、「食料品」、「本類」、「酒類」、「小物」、「惣菜」、「医薬品」、「アクセサリー」、「ＤＶＤ」などが挙げられた。

この結果から近年の傾向として高額商品や嗜好品ではなく、「食品」「菓子」「衣料品」など生活必需品が多くなっていることが特筆される。

(14)最近の万引犯罪の原因

各社が最近の万引犯罪の原因と考えるものについて複数回答で尋ねた結果は、「万引に対する犯罪意識の欠落」76.3%＜78.7%＞、「失業者の増加など長引く経済不況」62.5%＜69.6%＞、「店舗の大型化による従業員１人当たりの守備範囲の拡大」49.4%＜51.4%＞、「従業者の防犯意識の低下（パート比率の増加等による）」29.6%＜29.5%＞、「インターネットオークションの出現」26.9%＜25.1%＞、「中古ショップの増加」20.6%＜21.3%＞、「遊興費欲しさ（パチンコ・ゲームセンターなど）」15.0%＜16.0%＞、「その他」10.7%＜11.6%＞、「将来への不安」9.1%＜4.7%＞、「１万円未満の本人確認等の義務が免除された」5.9%＜5.0%＞となっている。前年との大きな動きは見られないものの、「将来への不安」が4.7%から9.1%と２倍近く上昇している。

業態別と回答項目の関係を見てみると、ほとんどの業態で「万引に対す犯罪意識の欠落」がトップになっているのが近年の特徴である。万引犯罪の原因の第２位に上げられている「失業者の増加など長引く経済不況」は、コンビニ・ミニスーパー 87.0%、生活協同組合 83.3%、スーパー 73.1%、書籍・文具 72.7%、総合ディスカウント 66.7%、ホームセンター・カー用品 64.7%、靴 60.0%などが高い比率を挙げている。（回答企業５社以上の業態に限定）

(15)当社で万引被害を減少させた要因

回答各社において、直近で万引被害が減少しているとしたらその理由は何かを尋ねた結果（複数回答）は、「防犯カメラを増やした」30.4%、「減少していない」26.9%、「店内レイアウトを改めた」20.2%、「保安警備員を増やした」14.6%、「万引防止装置を導入した」14.6%、「その他」9.9%、「社内の責任体制を明確にした（防犯責任者の設置等）」8.7%となった。

業態別に減少させた要因は、「防犯カメラを増やした」が高い比率の業態は、コンビニ・ミニスーパー 43.5%、靴 40.0%、その他専門店 40.0%などである。「店内レイアウトを改めた」が高い比率の業態は、その他専門店 60.0%、婦人服・子供服 50.0%などである。

（回答数５社以上の業種に限定）（図8・表8参照）

図8　問11. 万引被害が減少している理由

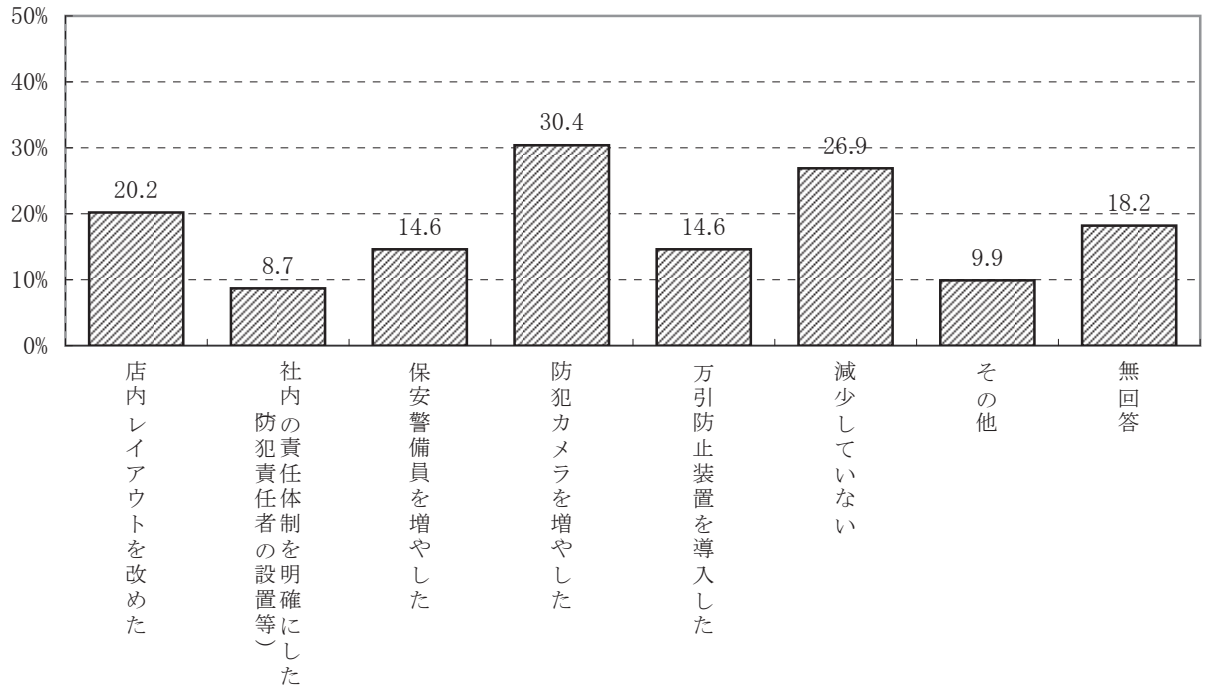

表8　問11. 万引被害が減少している理由　（%）

選択項目	第6回（平成22年度）	第5回（平成21年度）	第4回（平成20年度）
店内レイアウトを改めた	20.2	21.3	28.7
社内の責任体制を明確にした(防犯責任者の設置等)	8.7	7.8	11.4
保安警備員を増やした	14.6	13.2	13.3
防犯カメラを増やした	30.4	30.4	28.7
万引防止装置を導入した	14.6	11.6	8.6
減少していない	26.9	19.4	17.6
その他	9.9	11.0	12.3
無回答	18.2	27.6	24.7

３．万引犯罪発見後の処理

(1) 当社の基本的な処理方針

回答各社において万引犯罪を発見した場合、その後の基本的な処理方針について尋ねた結果（複数回答）、「全件警察に通報、家族や学校へはケースバイケース」44.7%、「全件警察に通報、未就学児・学生は家族および学校にも連絡」28.5%、「一部警察に通報する」20.2%、「その他」5.1%、「通報しない」0.4%となっている。

「全件通報」は全体で73.2%となっており、業態別では、ホームセンター・カー用品 94.1%、書籍・文具 90.9%、ドラッグストア 88.9%、生活協同組合 83.3%、総合ディスカウント 83.3%、時計・めがね 80.0%、その他専門店 80.0%などが多くなっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図9・表9参照）

図9　問12. 万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針

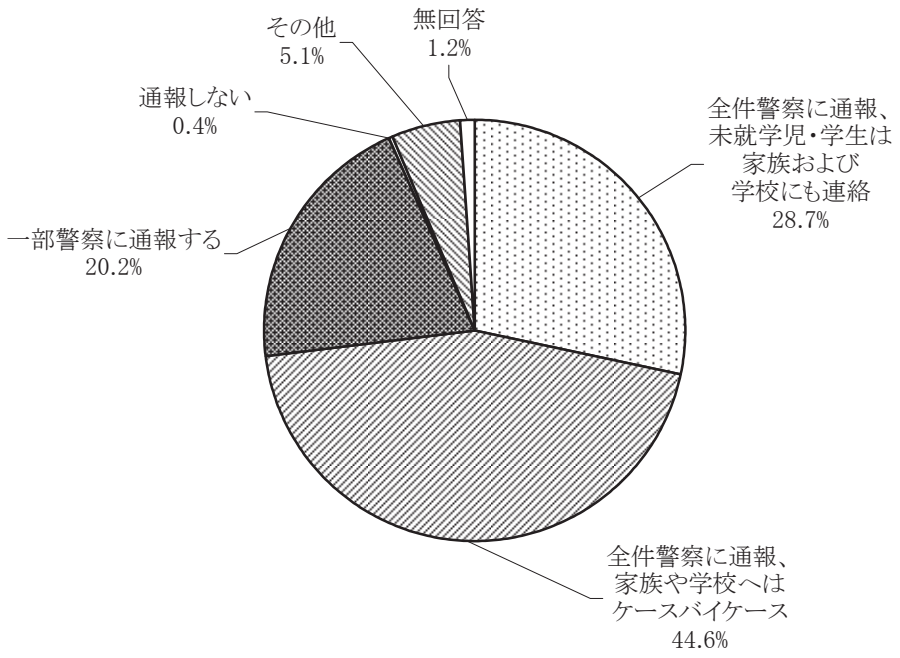

表9　問12. 万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針　(%)

回数(年度)	全件警察に通報、未就学児・学生は家族および学校にも連絡	全件警察に通報、家族や学校へはケースバイケース	一部警察に通報する	通報しない	その他	無回答
第6回(平成22年度)	28.5	44.7	20.2	0.4	5.1	1.2
第5回(平成21年度)	24.1	39.5	27.3	0.3	6.6	2.2
第4回(平成20年度)	18.5	39.5	31.2	0.6	6.8	3.4

(2)警察に通報した後ので、書類作成等で要した時間

１．前記の基本的な処理方針で、警察に「全件通報」または「一部通報」と回答した企業に、書類作成等で警察に居た平均時間を尋ねた結果は、「１～２時間」35.6%＜34.8%＞、「３０分～１時間」29.7%＜31.0%＞、「２～３時間」15.3%＜14.5%＞、「３時間以上」5.9%＜6.6%＞、「３０分以下」4.7%＜4.1%＞、「２日以上出頭した」0.0%＜0.3%＞の順となった。

（図10・表10参照）

図10　問12－1. 通報後に書類作成などで警察に居た平均時間

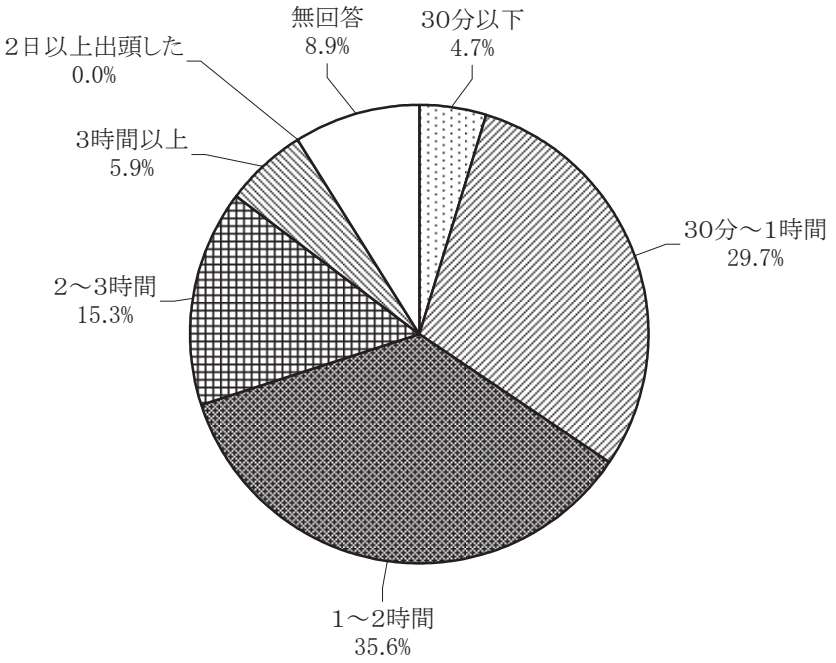

表10　問12－1. 通報後に書類作成などで警察に居た平均時間(%)

回数(年度)	30分以下	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上	2日以上出頭した	無回答
第6回(平成22年度)	4.7	29.7	35.6	15.3	5.9	－	8.9
第5回(平成21年度)	4.1	31.0	34.8	14.5	6.6	0.3	8.6
第4回(平成20年度)	9.0	33.6	27.0	13.5	5.9	0.3	10.7

２．警察の書類作成に要する時間を昨年と比較した結果は、「警察の対応時間は変らない」48.7％、「わからない」21.2％、「警察の対応時間は短くなった」19.1％、「警察の対応時間は長くなった」3.4％の順となった。
（図11・表11参照）

図11　　問12－2. 警察の書類作成に要する時間の変化

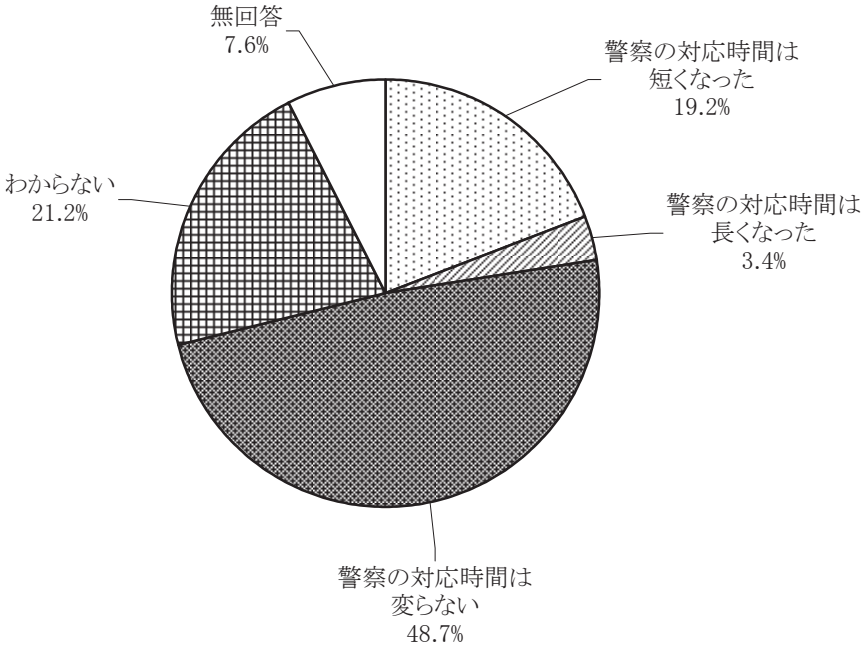

表11　　問12－2. 警察の書類作成に要する時間の変化　　（%）

回数（年度）	警察の対応時間は短くなった	警察の対応時間は長くなった	警察の対応時間は変らない	わからない	無回答
第6回(平成22年度)	19.1	3.4	48.7	21.2	7.6

３．警察に居た時間で、どれ具合の時間が「負担」と感じたかを尋ねた結果は、「１～２時間」43.2％＜30.7％＞、「３０分～１時間」32.2％＜42.4％＞、「２～３時間」6.8％＜9.3％＞、「３０分以下」6.4％＜6.9％＞、「３時間以上」1.3％＜1.7％＞の順となった。

（図12・表12参照）

図12　　問12－3. 警察に居た時間で「負担」と感じる時間

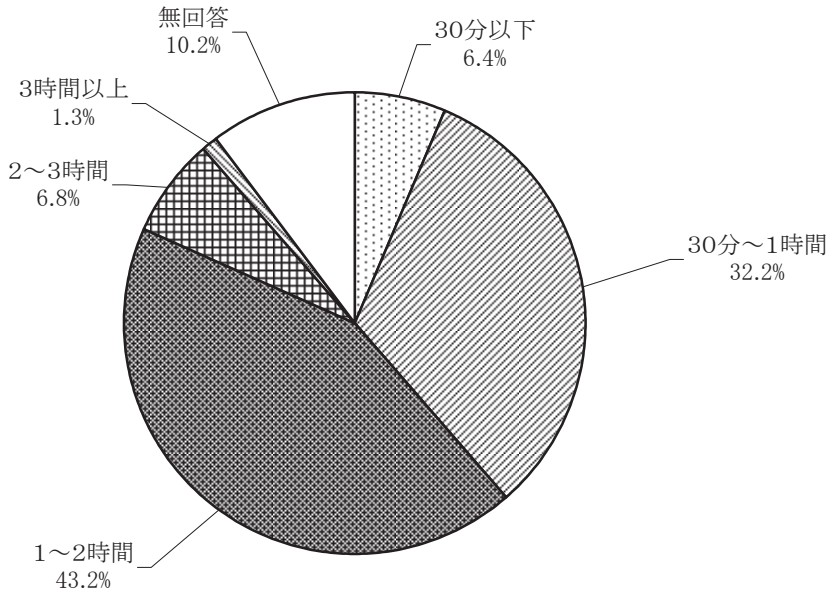

表12　　問12－3. 警察に居た時間で「負担」と感じる時間　　（%）

回数（年度）	30分以下	30分～1時間	1～2時間	2～3時間	3時間以上	無回答
第6回(平成22年度)	6.4	32.2	43.2	6.8	1.3	10.2
第5回(平成21年度)	6.9	42.4	30.7	9.3	1.7	9.0
第4回(平成20年度)	10.0	33.6	31.8	10.7	2.1	11.8

４．また警察に居た時間の中で「手間と感じた手続き」を尋ねた結果は（複数回答）、「参考人調書」44.9％＜46.9％＞、「警察に行くこと」40.7％＜39.3％＞、「被害届」38.1％＜43.8％＞、「実況見分」25.8％＜28.6％＞、「証拠関係」19.5％＜19.3％＞、「その他」3.8％＜3.8％＞の順となっている。この結果は警察での「参考人調書・被害届」に手間が掛かり、負担に感じているかを表しているもので、手続きの簡素化が求められている。

（図13・表13参照）

図13　　問12－4. 警察に居た時間の中で手間と感じた手続き

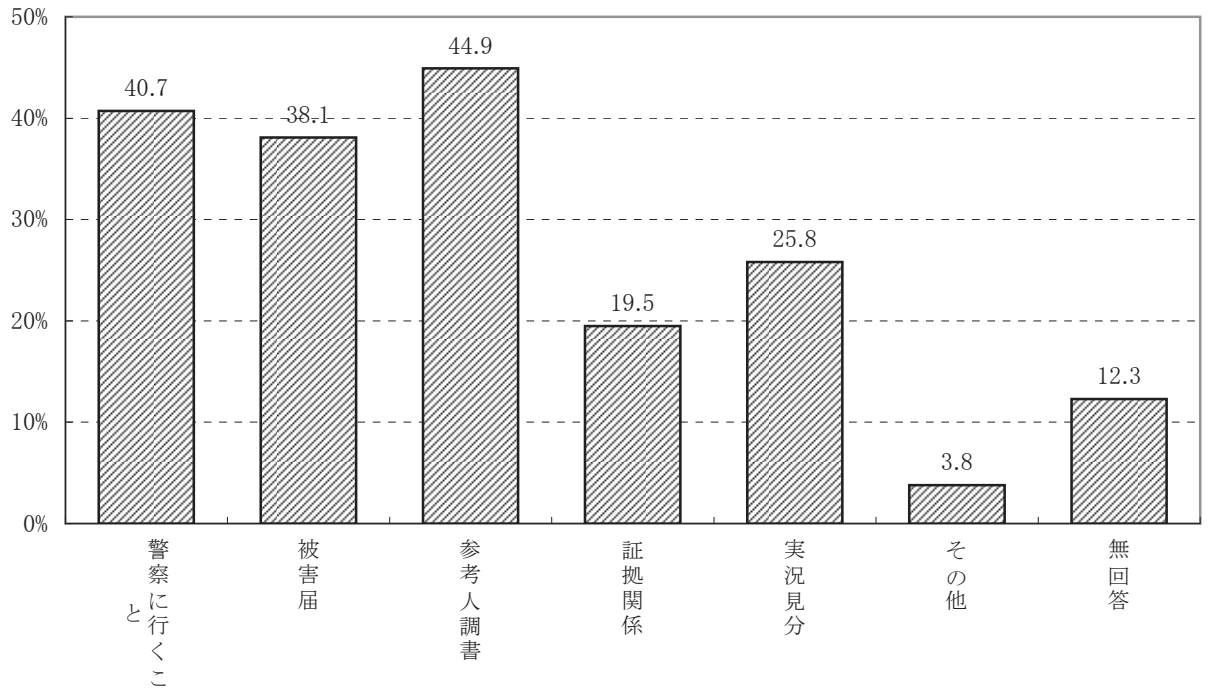

表13　　問12－4. 警察に居た時間の中で手間と感じた手続き　　（%）

回数（年度）	警察に行くこと	被害届	参考人調書	証拠関係	実況見分	その他	無回答
第6回(平成22年度)	40.7	38.1	44.9	19.5	25.8	3.8	12.3
第5回(平成21年度)	39.3	43.8	46.9	19.3	28.6	3.8	9.3
第4回(平成20年度)	36.3	39.4	43.6	17.0	27.3	4.2	14.5

(3)基本的な処理と異なる場合の基準

前記（１）で「全件連絡」以外とした場合、すなわち基本的な処理と異なる処理をする場合の基準は何かを尋ねた結果は（複数回答）、「無回答」60.7％＜46.8％＞、「初犯か再犯か」22.5％＜25.5％＞、「被害金額の大きさ」19.7％＜26.8％＞、「未成年か否か」14.6％＜16.2％＞、「未就学児か否か」11.8％＜14.0％＞、「その他」9.6％＜17.4％＞、「単独犯か複数犯か」7.9％＜8.5％＞の順となった。無回答が６割以上を占め、基本的な処理以外の処理基準を設けているケースは多くないことを窺わせる。

(4)「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知状況

平成22年10月1日からスタートした「全件通報・通報ルールの簡略化」の認知を尋ねた結果は、以下の通りである。

「通報ルールが簡略化されたことを知っている」50.2％、「通報ルールが簡略化されたことを知らない」44.3％、「無回答」5.5％となり、全体で約半数が認知しているという結果となった。

業態別に「知っている」比率順に見ると書籍・文具 90.9％、総合ディスカウント 66.7％、百貨店 62.1％、時計・めがね 60.0％、その他専門店 60.0％、スーパー 56.7％、ドラッグストア 55.6％、生活協同組合 44.4％、ホームセンター・カー用品 41.2％、コンビニ・ミニスーパー 39.1％、家電製品 30.0％、スポーツ用品 25.0％、靴 20.0％、婦人服・子供服 12.5％の順となり、業態ごとの認知状況にはまだ大きな格差があるという結果となった。

４．万引犯罪の防止策

(1)万引犯罪への基本的な考え方

回答各社において万引犯罪に対する基本的な考え方を尋ねた結果は（複数回答）、「青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならない」70.0％＜71.5％＞、「経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題」64.4％＜65.8％＞、「治安対策の面から行政が何らかの対策をすべき課題である」42.7％＜39.2％＞、「売ることが最優先であり、経営課題としての関心は薄い」5.9％＜5％＞、「万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低い」5.9％＜4.4％＞、「その他」5.5％＜4.1％＞、「無回答」0.8％＜1.6％＞、「特に問題意識はない」0.4％＜0.3％＞の順となっている。（図14・表14参照）

図14　問13. 万引犯罪をどのように考えていますか

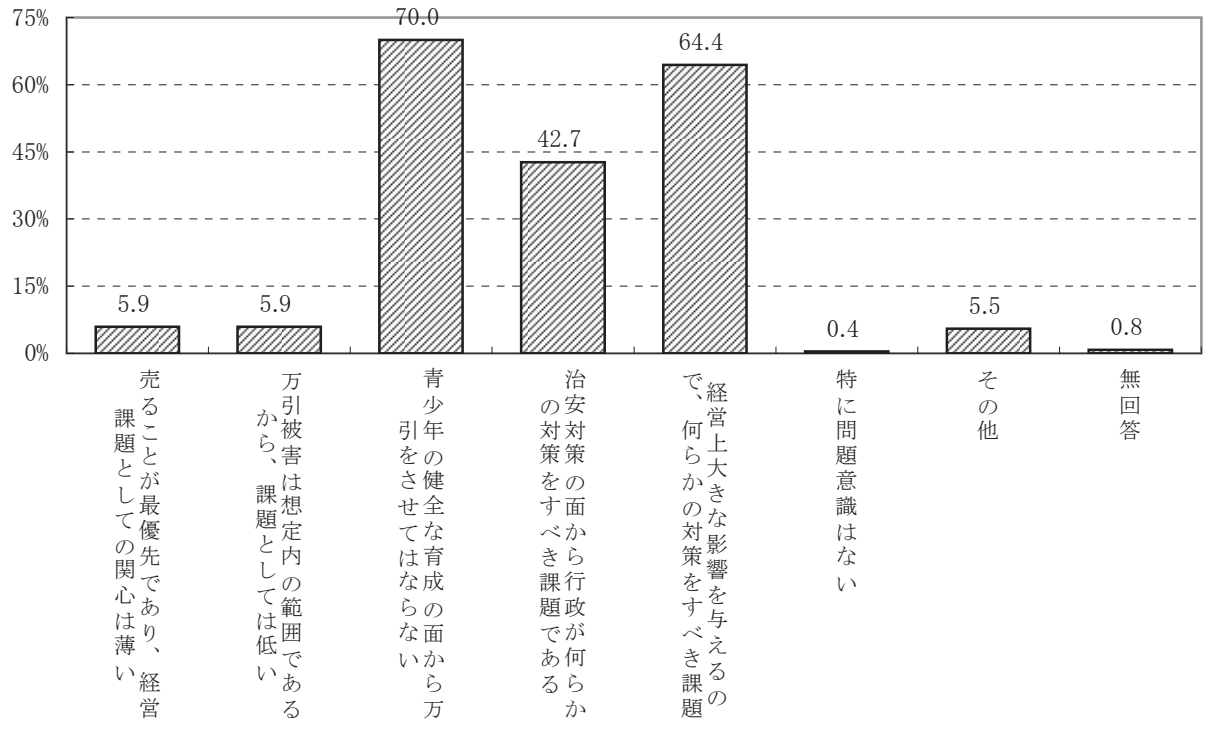

表14　問13. 万引犯罪をどのように考えていますか　(%)

選択項目	第6回（平成22年度）	第5回（平成21年度）	第4回（平成20年度）
売ることが最優先であり、経営課題としての関心は薄い	5.9	5.0	6.5
万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低い	5.9	4.4	6.8
青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならない	70.0	71.5	71.3
治安対策の面から行政が何らかの対策をすべき課題である	42.7	39.2	42.0
経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題	64.4	65.8	60.8
特に問題意識はない	0.4	0.3	0.6
その他	5.5	4.1	4.9
無回答	0.8	1.6	1.2

(2)各店舗で実施している万引犯罪防止策

回答各社が店舗レベルで実施させている万引犯罪防止策としては（複数回答）、「従業員にお客様への声かけをさせている」90.9%＜90.9%＞、「防犯カメラをつけさせている」78.7%＜79.6%＞、「保安警備員を配置させている」52.2%＜50.2%＞、「商品陳列を工夫させている」49.4%＜46.7%＞、「店内ポスター、掲示物等を作り貼らせている」48.2%＜42.6%＞、「ミラーをつけさせている」42.3%＜40.8%＞、「万引防止装置を入れさせている」38.7%＜33.9%＞、「店内放送を活用し、万引防止を呼び掛けさせている」23.7%＜21.0%＞、「棚卸しを頻繁に行わせている」17.8%＜12.9%＞、「その他」5.1%＜5.0%＞の順となっている。

業態別には、「お客様への声かけ」が、書籍・文具 100.0%、靴 100.0%、その他専門店 100.0%、ドラッグストア 94.4%、生活協同組合 94.4%、ホームセンター・カー用品 94.1%、スーパー 92.5%、家電製品 90.0%、コンビニ・ミニスーパー 87.0%、百貨店 86.2%、総合ディスカウント 83.3%、時計・めがね 80.0%、婦人服・子供服 75.0%、スポーツ用品 75.0%となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図15・表15参照）

図15　問14. 各店舗に実施させている万引犯罪の防止策

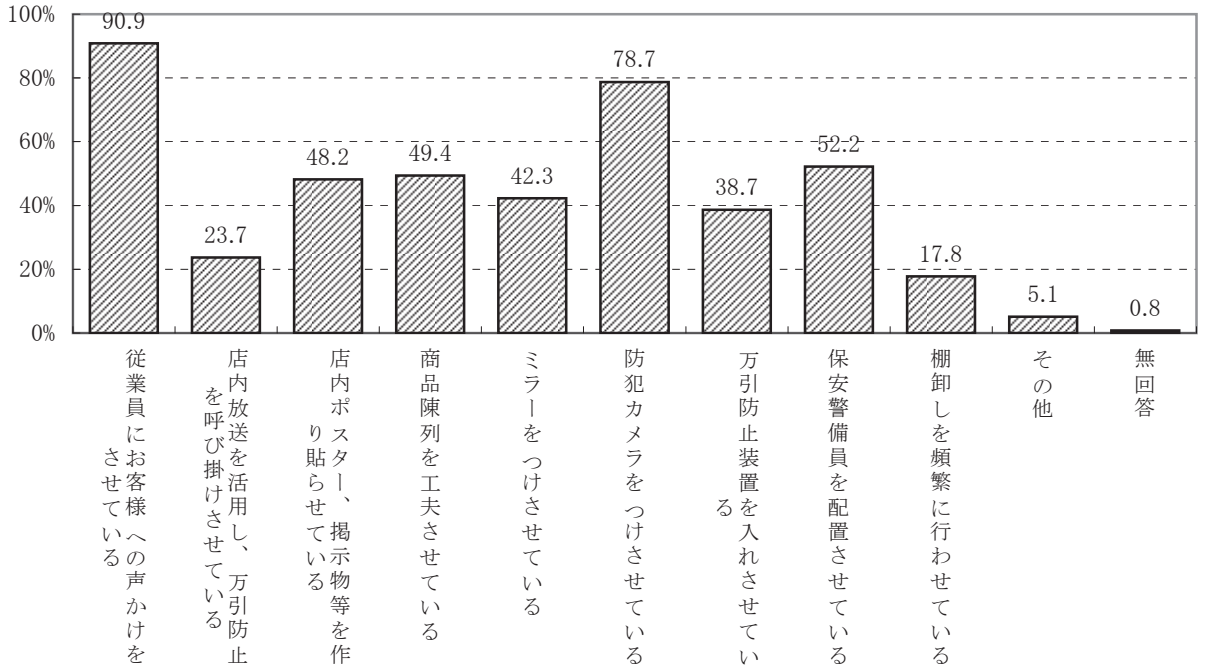

表15　　問14. 各店舗に実施させている万引犯罪の防止策　　(%)

選択項目	第6回 (平成22年度)	第5回 (平成21年度)	第4回 (平成20年度)
従業員にお客様への声かけをさせている	90.9	90.9	88.9
店内放送を活用し、万引防止を呼び掛けさせている	23.7	21.0	16.0
店内ポスター、掲示物等を作り貼らせている	48.2	42.6	36.1
商品陳列を工夫させている	49.4	46.7	49.4
ミラーをつけさせている	42.3	40.8	40.1
防犯カメラをつけさせている	78.7	79.6	77.5
万引防止装置を入れさせている	38.7	33.9	33.0
保安警備員を配置させている	52.2	50.2	45.4
棚卸しを頻繁に行わせている	17.8	12.9	17.0
その他	5.1	5.0	3.1
無回答	0.8	0.6	1.9

(3) 万引犯罪防止のために実施している従業員教育

回答各社で実施している万引犯罪防止のための従業員教育としては（複数回答）、「朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている」45.5%＜44.2%＞、「万引防止マニュアルを作成・配置させている」40.3%＜39.2%＞、「その他」17.4%＜9.7%＞、「ロス費用の発生状況を人事評価に反映させている」12.6%＜11.3%＞、「外部講師によるセミナーを活用している」5.9%＜9.4%＞、「万引防止実施訓練を行っている」4.3%＜4.1%＞の順となっている。

業態別には、「朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている」は、書籍・文具 90.9%、スポーツ用品 62.5%、スーパー 52.2%、家電製品 50%、総合ディスカウント 50.0%、百貨店 48.3%、ドラッグストア 44.4%、時計・めがね 40.0%、その他専門店 40.0%、婦人服・子供服 37.5%、ホームセンター・カー用品 35.3%、コンビニ・ミニスーパー 34.8%、生活協同組合 27.8%、靴 20.0%と順となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）

(4) 万引犯を捕捉した際にかかった費用の損害賠償請求

１．万引犯を捕捉した際の費用（人件費）を請求しているかを尋ねた結果は、「損害賠償請求はしていない」90.1%＜86.2%＞、「損害賠償請求をしている」5.5%＜8.8%＞、「無回答」4.3%＜5.0%＞であった。

（図16・表16参照）

図16　問16. 万引犯人に対して損害賠償請求をしていますか

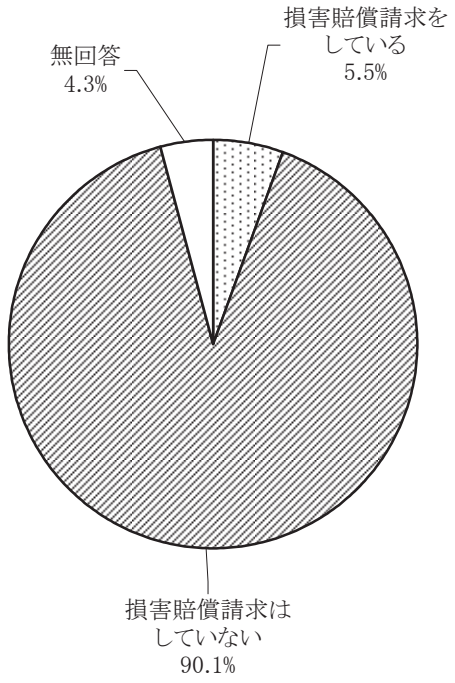

表16　　問16. 万引犯人に対して損害賠償請求をしていますか　　(%)

業態		損害賠償請求をしている	損害賠償請求はしていない	無回答
第6回（平成22年度）	全体	5.5	90.1	4.3
	百貨店	3.4	96.6	−
	スーパー	4.5	95.5	−
	婦人服・子供服	−	87.5	12.5
	紳士服	−	100.0	−
	カジュアル衣料	−	100.0	−
	呉服	−	66.7	33.3
	服飾・服飾雑貨	−	75.0	25.0
	家具	−	−	−
	家電製品	10.0	80.0	10.0
	玩具・ホビー用品	−	100.0	−
	書籍・文具	18.2	81.8	−
	ドラッグストア	11.1	88.9	−
	靴	−	60.0	40.0
	時計・めがね	20.0	60.0	20.0
	宝飾品	−	50.0	50.0
	スポーツ用品	12.5	75.0	12.5
	カメラ	−	−	−
	楽器・CD	−	66.7	33.3
	ホームセンター・カー用品	5.9	94.1	−
	総合ディスカウント	33.3	66.7	−
	酒類	−	100.0	−
	生鮮	−	−	−
	100円ショップ	−	100.0	−
	その他専門店	−	100.0	−
	生活協同組合	−	100.0	−
	コンビニ・ミニスーパー	−	95.7	4.3
第5回（平成21年度）	全体	8.8	86.2	5.0

２．前記の質問で「損害賠償請求を行っている」と回答した１４社にその後の万引の増減を聞いたところ、「損害賠償請求をすることにより、万引の件数が減った」42.9％、「損害賠償請求をしても、万引件数は依然と変わらない」42.9％、「無回答」14.3％となった。
（図17・表17参照）

図17　　問16－1. 損害賠償請求をすることによる万引件数の変化

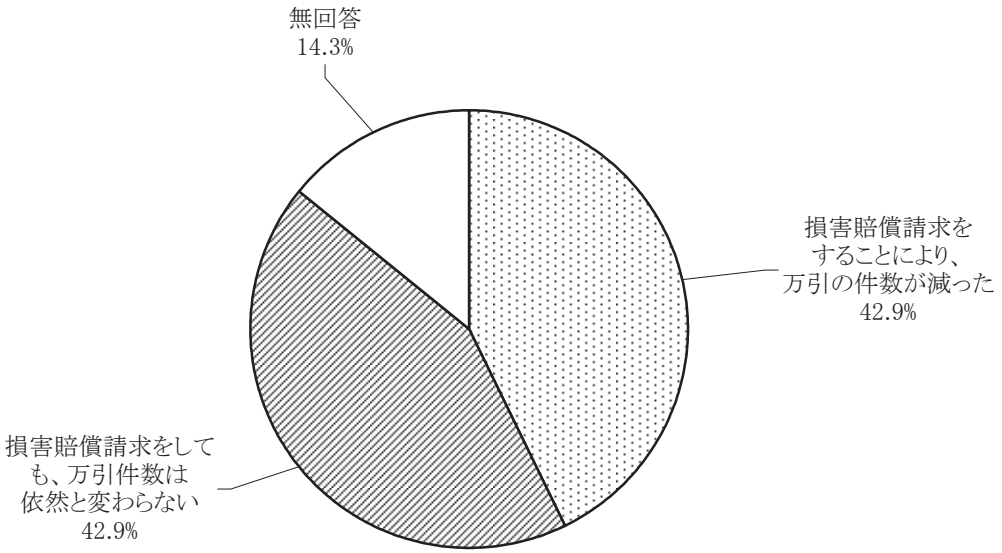

表17　　問16－1. 損害賠償請求をすることによる万引件数の変化(%)

業態		損害賠償請求をすることにより、万引の件数が減った	損害賠償請求をしても、万引件数は依然変わらない	無回答
第6回 (平成22年度)	全体	42.9	42.9	14.3
	百貨店	－	100.0	－
	スーパー	66.7	33.3	－
	婦人服・子供服	－	－	－
	紳士服	－	－	－
	カジュアル衣料	－	－	－
	呉服	－	－	－
	服飾・服飾雑貨	－	－	－
	家具	－	－	－
	家電製品	－	100.0	－
	玩具・ホビー用品	－	－	－
	書籍・文具	50.0	50.0	－
	ドラッグストア	50.0	50.0	－
	靴	－	－	－
	時計・めがね	－	－	100.0
	宝飾品	－	－	－
	スポーツ用品	－	100.0	－
	カメラ	－	－	－
	楽器・CD	－	－	－
	ホームセンター・カー用品	100.0	－	－
	総合ディスカウント	50.0	－	50.0
	酒類	－	－	－
	生鮮	－	－	－
	100円ショップ	－	－	－
	その他専門店	－	－	－
	生活協同組合	－	－	－
	コンビニ・ミニスーパー	－	－	－
第5回 (平成21年度)	全体	21.4	67.9	10.7

３．万引犯への「損害賠償請求を行っていない」２２８社に今後、損害賠償請求の導入意思を尋ねた結果は、「万引犯人に対する損害賠償請求の導入を検討している」19.7％、「損害賠償請求は考えていない」75.0％となった。
（図18・表18参照）

図18　　問16－2. 損害賠償請求の導入検討

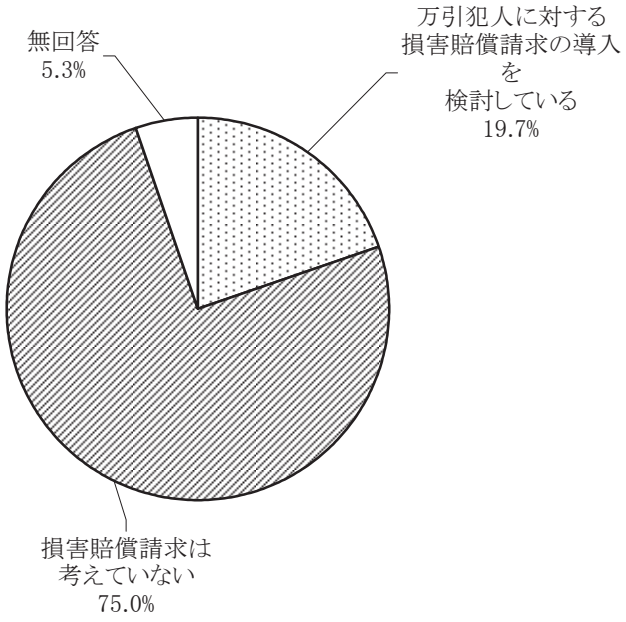

表18　　問16－2. 損害賠償請求の導入検討　　(%)

業態		万引犯人に対する損害賠償請求の導入を検討している	損害賠償請求は考えていない	無回答
第6回（平成22年度）	全体	19.7	75.0	5.3
	百貨店	－	89.3	10.7
	スーパー	21.9	73.4	4.7
	婦人服・子供服	－	85.7	14.3
	紳士服	－	33.3	66.7
	カジュアル衣料	50.0	50.0	－
	呉服	－	100.0	－
	服飾・服飾雑貨	33.3	66.7	－
	家具	－	－	－
	家電製品	12.5	87.5	－
	玩具・ホビー用品	－	100.0	－
	書籍・文具	22.2	55.6	22.2
	ドラッグストア	25.0	68.8	6.3
	靴	33.3	66.7	－
	時計・めがね	33.3	66.7	－
	宝飾品	－	100.0	－
	スポーツ用品	16.7	83.3	－
	カメラ	－	－	－
	楽器・CD	50.0	50.0	－
	ホームセンター・カー用品	37.5	62.5	－
	総合ディスカウント	－	100.0	－
	酒類	50.0	50.0	－
	生鮮	－	－	－
	100円ショップ	100.0	－	－
	その他専門店	40.0	60.0	－
	生活協同組合	22.2	77.8	－
	コンビニ・ミニスーパー	13.6	86.4	－
第5回（平成21年度）	全体	21.5	73.5	5.1

(5)少年の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか

１．少年の万引犯罪の防止に関して、回答各社はどこが主体で行うべきであると考えるかについて尋ねた結果は（複数回答）、「家庭」84.6％＜86.5％＞、「学校」73.1％＜74.3％＞、「小売事業者」59.7％＜49.2％＞、「警察」53.0％＜53.0％＞、「社会全体」47.4％＜43.9％＞、「地域社会」41.9％＜39.2％＞、「国」15.0％＜12.5％＞、「地方自治体」13.8％＜15.7％＞、「警備事業者」5.9％＜7.2％＞、「その他」1.2％＜1.6％＞の順となっている。

２．「◎特に重要」では、「家庭」26.1％、「学校」12.3％、「警察」4.3％、「社会全体」4.0％、「小売事業者」3.2％、「国」1.2％、「地域社会」0.8％の順となっている。（図19・表19参照）

図19　問17－A. 青少年の万引防止を行うべき組織

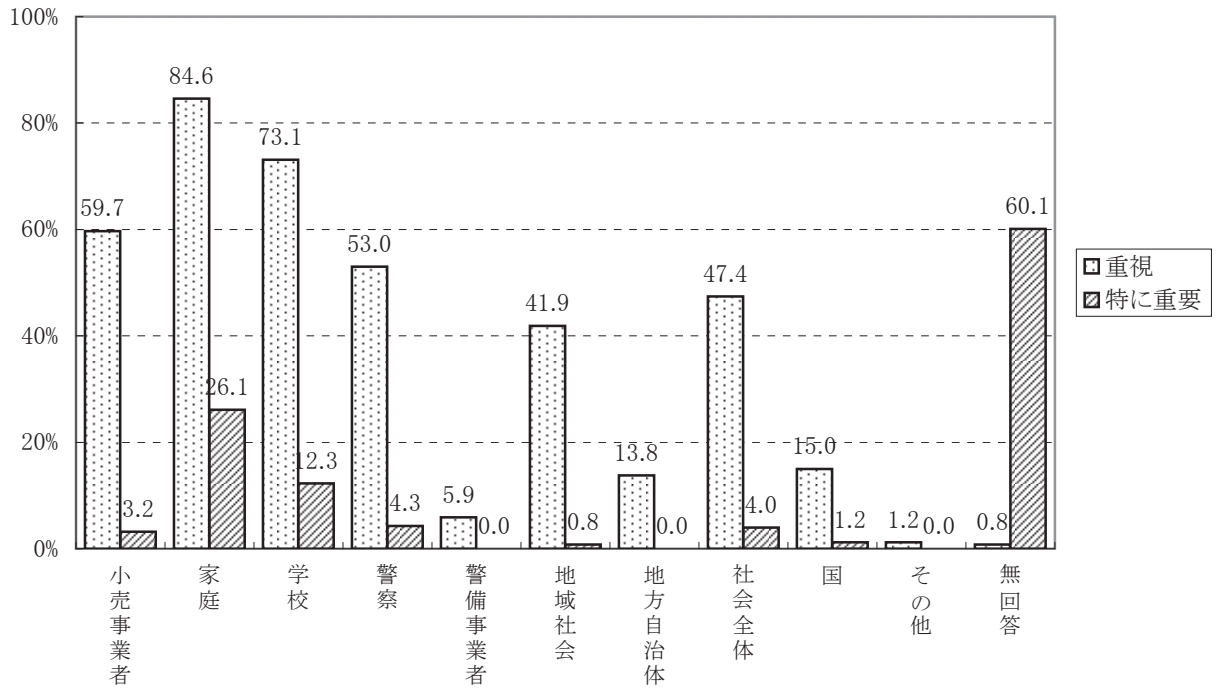

表19　問17－A. 青少年の万引防止を行うべき組織（%）

選択項目	第6回（平成22年度）		第5回（平成21年度）		第4回（平成20年度）	
	重視	特に重要	重視	特に重要	重視	特に重要
小売事業者	59.7	3.2	49.2	3.4	44.8	2.2
家庭	84.6	26.1	86.5	22.3	83.3	25.0
学校	73.1	12.3	74.3	7.8	69.1	9.9
警察	53.0	4.3	53.0	6.3	48.5	6.2
警備事業者	5.9	－	7.2	0.6	5.9	－
地域社会	41.9	0.8	39.2	1.6	39.2	1.5
地方自治体	13.8	－	15.7	0.3	12.3	0.9
社会全体	47.4	4.0	43.9	2.8	41.4	2.8
国	15.0	1.2	12.5	0.9	8.3	0.6
その他	1.2	－	1.6	－	0.6	－
無回答	0.8	60.1	0.9	65.5	1.9	67.9

(6)成人の万引き犯罪防止はどこが主体となるべきか

１．同様に、成人の場合の万引犯罪防止はどこが主体となるべきかについては（複数回答）、「警察」77.5％＜77.1％＞、「小売業者」61.3％＜50.2％＞、「社会全体」47.4％＜53.0％＞、「地域社会」34.4％＜28.8％＞、「国」25.7％＜24.1％＞、「地方自治体」17.4％＜15.0％＞、「警備事業者」9.1％＜11.6％＞、「その他」4.0％＜2.2％＞の順となっている。

２．「◎特に重要」では、「警察」17.0％、「社会全体」5.1％、「小売業者」3.2％、「国」2.8％、「地域社会」2.0％、「地方自治体」1.2％、「警備事業者」0.8％、「その他」0.8％の順となっている。

（図20・表20参照）

図20　問17－B. 成人の万引防止を行うべき組織

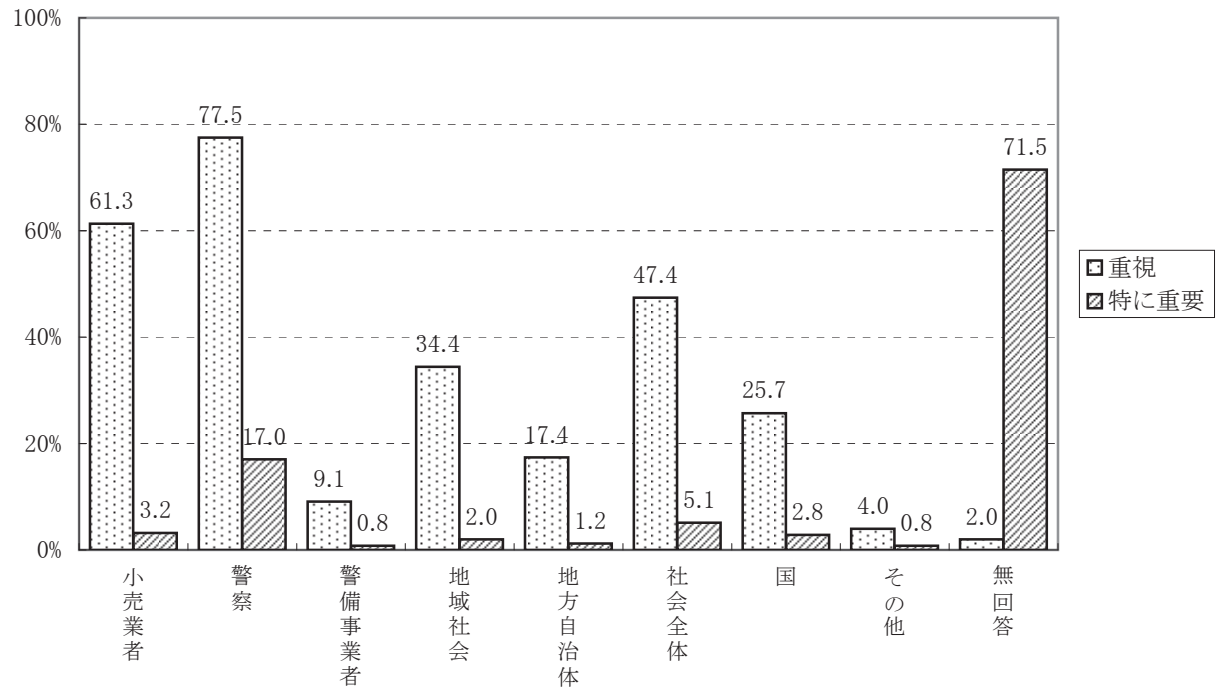

表20　問17－B. 成人の万引防止を行うべき組織（%）

選択項目	第6回（平成22年度）		第5回（平成21年度）		第4回（平成20年度）	
	重視	特に重要	重視	特に重要	重視	特に重要
小売業者	61.3	3.2	50.2	3.8	49.4	2.8
警察	77.5	17.0	77.1	13.5	72.8	15.7
警備事業者	9.1	0.8	11.6	0.9	9.3	0.3
地域社会	34.4	2.0	28.8	1.3	31.5	1.9
地方自治体	17.4	1.2	15.0	0.3	12.3	0.6
社会全体	47.4	5.1	53.0	3.4	47.8	5.2
国	25.7	2.8	24.1	2.8	20.1	2.5
その他	4.0	0.8	2.2	－	1.5	－
無回答	2.0	71.5	1.3	76.8	2.8	77.5

（7）地域社会との付き合い

回答各社において地域社会とはどのようなお付き合いをされているかを尋ねた結果（複数回答）、「万引防止のポスターを店頭に貼っている」54.2%、「生徒の職場体験を受け入れている」52.2%、「制服警察官の店内巡回を受け入れている」35.2%、「学校の先生の店内巡回を受け入れている」15.0%、「地域ボランティアの店内巡回を受け入れている」12.6%、「その他」7.9%、「無回答」14.6%の順となっている。

（図21・表21参照）

図21　問18. 万引きに関して地域社会と行っているタイアップ

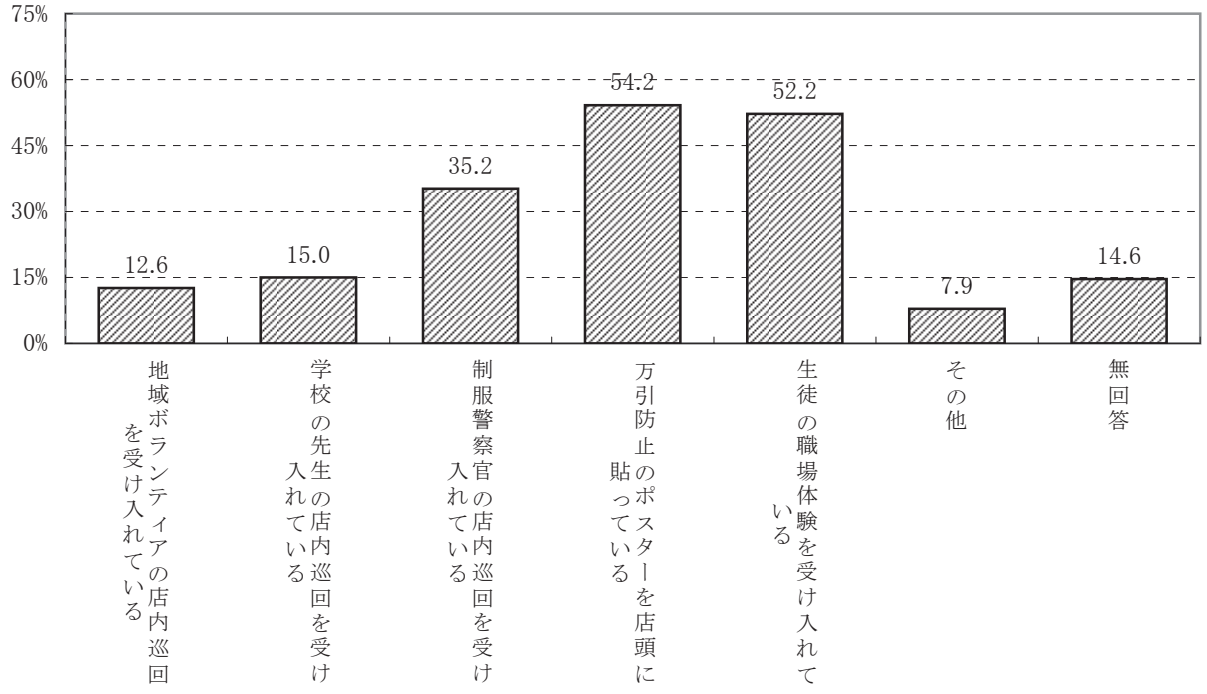

表21　問18. 万引きに関して地域社会と行っているタイアップ　（%）

回数(年度)	地域ボランティアの店内巡回を受け入れている	学校の先生の店内巡回を受け入れている	制服警察官の店内巡回を受け入れている	万引防止のポスターを店頭に貼っている	生徒の職場体験を受け入れている	その他	無回答
第6回(平成22年度)	12.6	15.0	35.2	54.2	52.2	7.9	14.6

(8)法改正された刑法235条の認知と適用

１．平成１８月５月法改正された「刑法２３５条」について尋ねた結果、「この法律改正を知っている」63.2%、「この法律改正を知らない」35.6%、「無回答」1.2%となった。

業種別では、「知っている」比率の高い業種は、ホームセンター・カー用品 82.4%、書籍・文具 81.8%、その他専門店 80.0%、ドラッグストア 77.8%、スーパー 76.1%、百貨店 75.9%、スポーツ用品 62.5%、家電製品 50.0%、婦人服・子供服 50.0%、総合ディスカウント 50.0%、コンビニ・ミニスーパー 47.8%、生活協同組合 27.8%、靴 20.0%、時計・めがね 20.0%の順となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図22・表22参照）

図22　問19. 平成18年5月に法改正した刑法235条

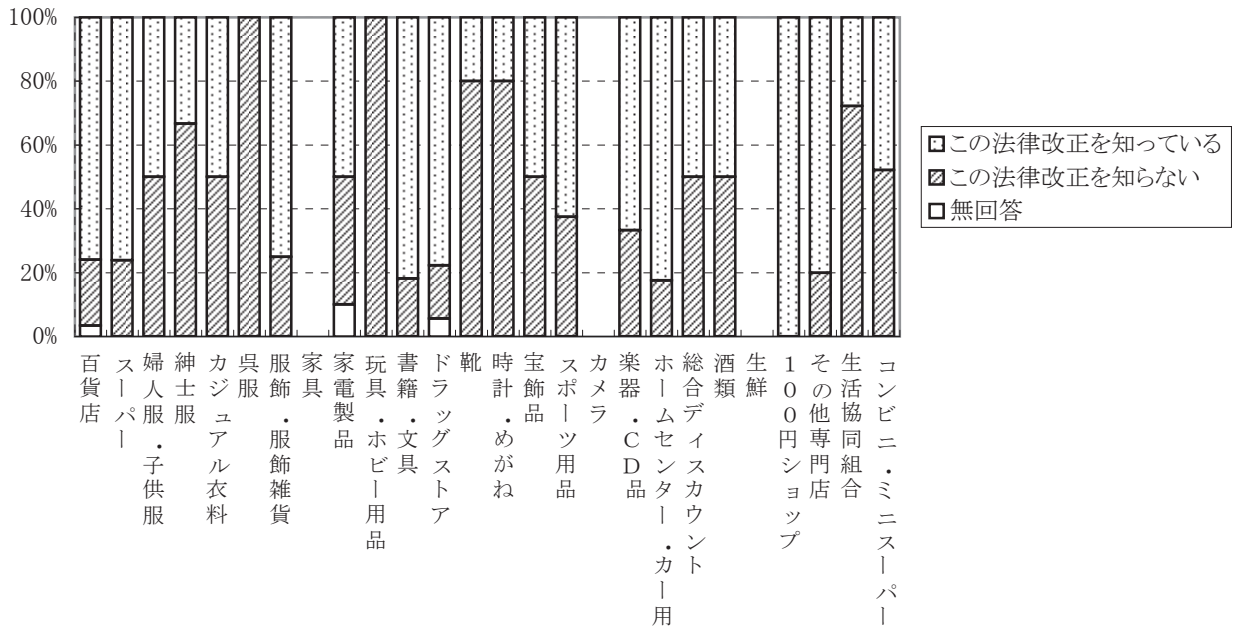

表22　　問19. 平成18年5月に法改正した刑法235条　　(%)

業態		この法律改正を知っている	この法律改正を知らない	無回答
第6回（平成22年度）	全体	63.2	35.6	1.2
	百貨店	75.9	20.7	3.4
	スーパー	76.1	23.9	−
	婦人服・子供服	50.0	50.0	−
	紳士服	33.3	66.7	−
	カジュアル衣料	50.0	50.0	−
	呉服	−	100.0	−
	服飾・服飾雑貨	75.0	25.0	−
	家具	−	−	−
	家電製品	50.0	40.0	10.0
	玩具・ホビー用品	−	100.0	−
	書籍・文具	81.8	18.2	−
	ドラッグストア	77.8	16.7	5.6
	靴	20.0	80.0	−
	時計・めがね	20.0	80.0	−
	宝飾品	50.0	50.0	−
	スポーツ用品	62.5	37.5	−
	カメラ	−	−	−
	楽器・CD	66.7	33.3	−
	ホームセンター・カー用品	82.4	17.6	−
	総合ディスカウント	50.0	50.0	−
	酒類	50.0	50.0	−
	生鮮	−	−	−
	100円ショップ	100.0	−	−
	その他専門店	80.0	20.0	−
	生活協同組合	27.8	72.2	−
	コンビニ・ミニスーパー	47.8	52.2	−
第5回（平成21年度）	全体	61.8	37.0	1.3
第4回（平成20年度）	全体	60.2	38.6	1.2

２．また、上記法改正を知っていると回答した１６０社に、この法律の適用状況を尋ねた結果、「御社での万引犯に対して、適用されたか不明」50.0%、「御社での万引犯に対して、適用されたことがない」36.3%、「御社での万引犯に対して、適用されたことがある」13.1%、「無回答」0.6%となっている。

業種別では、適用された業種のなかでは、スポーツ用品 60.0%、家電製品 20.0%、百貨店 18.2%、スーパー 17.6%、書籍・文具 11.1%、コンビニ・ミニスーパー 9.1%、ドラッグストア 7.1%となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図23・表23参照）

図23　問19－1. 万引犯に対する刑法235条の適用

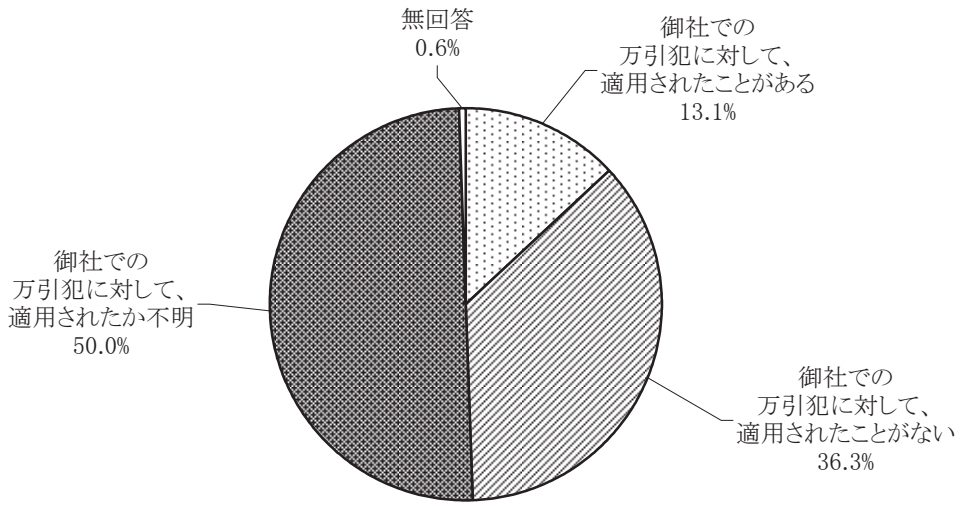

表23　　問19－1. 万引犯に対する刑法235条の適用　　（%）

業態		御社での万引犯に対して、適用されたことがある	御社での万引犯に対して、適用されたことがない	御社での万引犯に対して、適用されたか不明	無回答
第6回（平成22年度）	全体	13.1	36.3	50.0	0.6
	百貨店	18.2	22.7	54.5	4.5
	スーパー	17.6	25.5	56.9	－
	婦人服・子供服	－	100.0	－	－
	紳士服	－	100.0	－	－
	カジュアル衣料	50.0	－	50.0	－
	呉服	－	－	－	－
	服飾・服飾雑貨	－	100.0	－	－
	家具	－	－	－	－
	家電製品	20.0	20.0	60.0	－
	玩具・ホビー用品	－	－	－	－
	書籍・文具	11.1	55.6	33.3	－
	ドラッグストア	7.1	42.9	50.0	－
	靴	－	－	100.0	－
	時計・めがね	－	－	100.0	－
	宝飾品	－	100.0	－	－
	スポーツ用品	60.0	20.0	20.0	－
	カメラ	－	－	－	－
	楽器・CD	－	－	100.0	－
	ホームセンター・カー用品	－	42.9	57.1	－
	総合ディスカウント	－	－	100.0	－
	酒類	－	－	100.0	－
	生鮮	－	－	－	－
	100円ショップ	－	－	100.0	－
	その他専門店	－	25.0	75.0	－
	生活協同組合	－	80.0	20.0	－
	コンビニ・ミニスーパー	9.1	63.6	27.3	－
第5回（平成21年度）	全体	11.2	38.1	49.7	1.0
第4回（平成20年度）	全体	9.7	34.9	52.8	2.6

(9)マイバックの使用

１．マイバックの使用について尋ねた結果は、「マイバックを奨励している」51.0%、「マイバックについては奨励も、お断りもしていない」43.9%、「マイバックはお断りしている」2.8%となった。

業態別に見てみると、「奨励している」業態では、生活協同組合 88.9%、スーパー 88.1%、百貨店 72.4%、コンビニ・ミニスーパー 60.9%、ドラッグストア 38.9%、ホームセンター・カー用品 35.3%、婦人服・子供服 25.0%、その他専門店 20.0%、総合ディスカウント 16.7%の順となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図24・表24参照）

図24　問20－1. マイバックの奨励

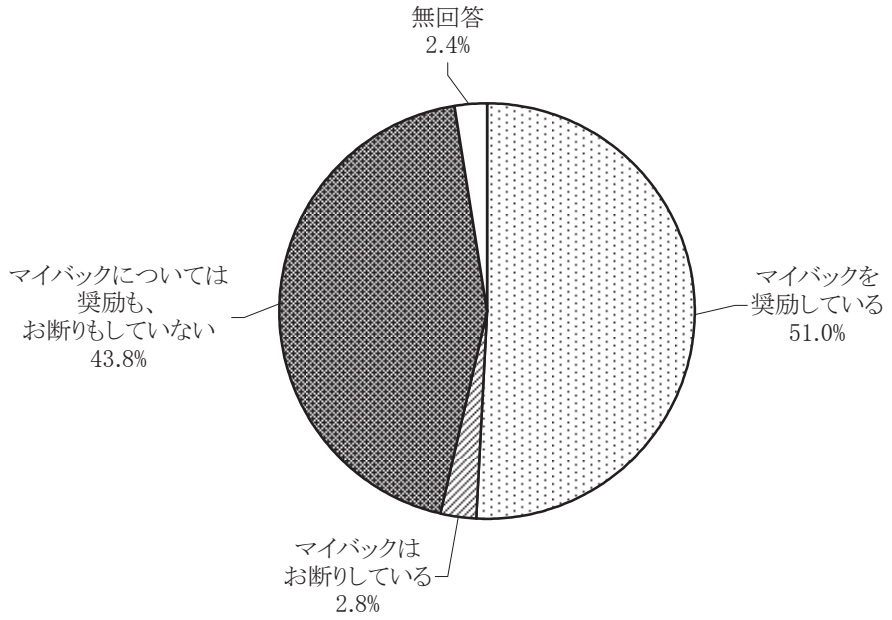

表24　　問20－1. マイバックの奨励　　（%）

業態		マイバックを奨励している	マイバックはお断りしている	マイバックについては奨励も、お断りもしていない	無回答
第6回（平成22年度）	全体	51.0	2.8	43.9	2.4
	百貨店	72.4	－	24.1	3.4
	スーパー	88.1	－	11.9	－
	婦人服・子供服	25.0	－	75.0	－
	紳士服	－	－	100.0	－
	カジュアル衣料	25.0	－	75.0	－
	呉服	－	－	100.0	－
	服飾・服飾雑貨	25.0	－	75.0	－
	家具	－	－	－	－
	家電製品	－	30.0	60.0	10.0
	玩具・ホビー用品	－	－	100.0	－
	書籍・文具	－	9.1	90.9	－
	ドラッグストア	38.9	－	55.6	5.6
	靴	－	－	100.0	－
	時計・めがね	－	20.0	80.0	－
	宝飾品	－	－	100.0	－
	スポーツ用品	－	－	100.0	－
	カメラ	－	－	－	－
	楽器・CD	－	－	100.0	－
	ホームセンター・カー用品	35.3	－	58.8	5.9
	総合ディスカウント	16.7	16.7	66.7	－
	酒類	－	－	100.0	－
	生鮮	－	－	－	－
	100円ショップ	－	－	100.0	－
	その他専門店	20.0	20.0	60.0	－
	生活協同組合	88.9	－	－	11.1
	コンビニ・ミニスーパー	60.9	－	39.1	－
第5回（平成21年度）	全体	54.9	1.9	41.7	1.6

２．前記の質問で「マイバックを奨励している」又は「マイバックについて奨励も、お断りしていない」と回答した企業に、万引の増減をお尋ねした結果は、「マイバックで万引は変わらない」52.9%、「マイバックで万引が増えた」36.7%、「マイバックで万引は減った」0.4%となった。

業態別に見てみると「マイバックで万引が増えた」としている業態では、スーパー61.2%、生活協同組合 50.0%、書籍・文具 40.0%、医療品 35.3%、百貨店 32.1%、コンビニ・ミニスーパー 30.4%、ホームセンター・カー用品 18.8%、家電製品16.7%、スポーツ用品 12.5%の順となっている。

（回答企業５社以上の業態に限定）（図25・表25参照）

図25　問20－2. マイバックによる万引の増減

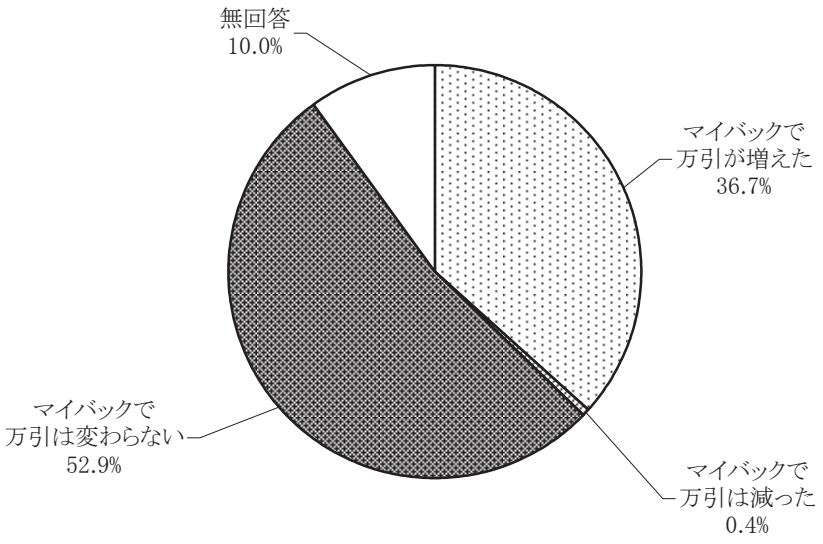

表25　　問20－2. マイバックによる万引の増減　　（%）

業態		マイバックで万引が増えた	マイバックで万引は減った	マイバックで万引は変わらない	無回答
第6回（平成22年度）	全体	36.7	0.4	52.9	10.0
	百貨店	32.1	－	64.3	3.6
	スーパー	61.2	－	26.9	11.9
	婦人服・子供服	－	－	87.5	12.5
	紳士服	－	－	100.0	－
	カジュアル衣料	25.0	－	50.0	25.0
	呉服	－	－	100.0	－
	服飾・服飾雑貨	－	－	100.0	－
	家具	－	－	－	－
	家電製品	16.7	－	83.3	－
	玩具・ホビー用品	100.0	－	－	－
	書籍・文具	40.0	－	60.0	－
	ドラッグストア	35.3	－	58.8	5.9
	靴	－	－	60.0	40.0
	時計・めがね	25.0	－	50.0	25.0
	宝飾品	－	－	50.0	50.0
	スポーツ用品	12.5	－	62.5	25.0
	カメラ	－	－	－	－
	楽器・CD	－	－	66.7	33.3
	ホームセンター・カー用品	18.8	－	68.8	12.5
	総合ディスカウント	20.0	－	60.0	20.0
	酒類	100.0	－	－	－
	生鮮	－	－	－	－
	100円ショップ	100.0	－	－	－
	その他専門店	25.0	－	50.0	25.0
	生活協同組合	50.0	－	43.8	6.3
	コンビニ・ミニスーパー	30.4	4.3	65.2	－
第5回（平成21年度）	全体	38.0	－	48.1	14.0

３．店内捕捉についての考え方を尋ねた結果は、「検討したことが無い」24.9%、「すでに実施している」19.4%、「他社の動向を静観している」19.4%、「店内捕捉については反対である」17.4%、「検討している」10.7%となった。

（図26・表26参照）

図26　　問21. 店内捕捉の実施状況

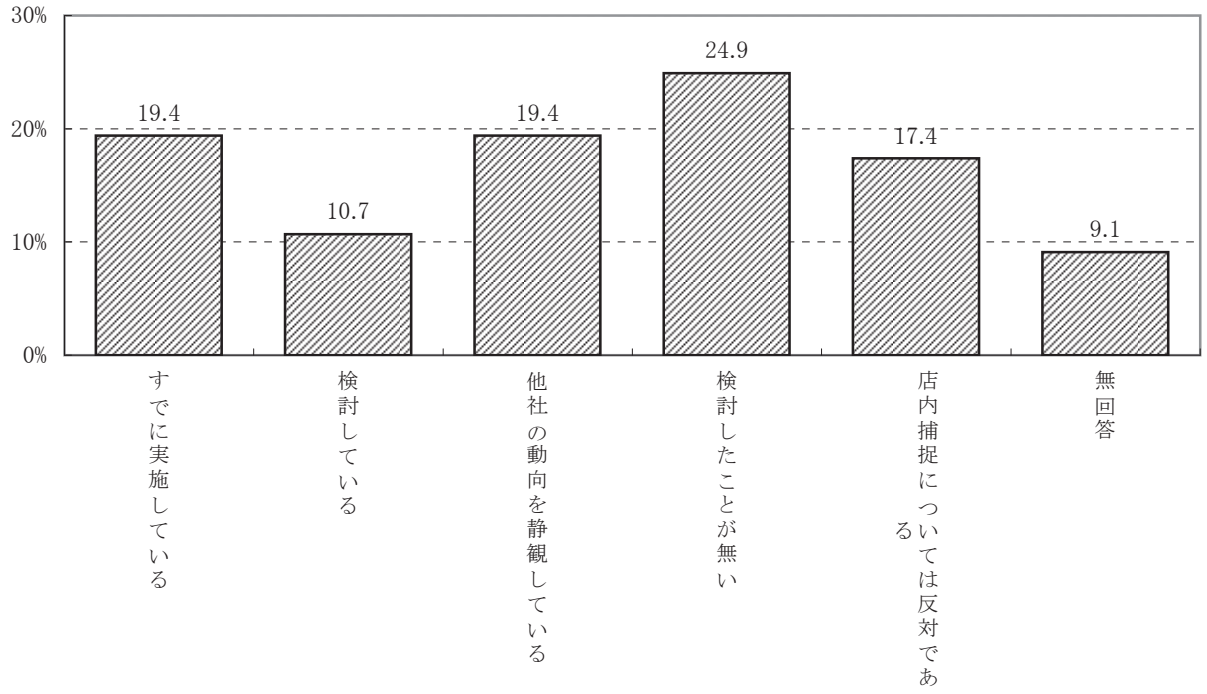

表26　　問21. 店内捕捉の実施状況　　（%）

回数（年度）	すでに実施している	検討している	他社の動向を静観している	検討したことが無い	店内捕捉については反対である	無回答
第6回(平成22年度)	19.4	10.7	19.4	24.9	17.4	9.1

全国万引被害実態調査
調査票

・ 本調査は、小売業・サービス業店頭で急増している万引犯罪が、企業にとって深刻な経営問題であるにもかかわらず、全国的には、犯罪であるにも関わらず暗数がどれほどなのか等その実態が把握されておらず、社会的な対応が遅れているのではないかという問題意識から、貴社における現状をお尋ねするものです。

・ 本調査票は、日本経済新聞社編『日経小売・卸売企業年鑑』掲載小売業を基本として、「セルフ販売」を行っている企業を抽出して調査対象とさせて頂いております。調査の性格上、調査票を他に公表したり、税務調査等目的外に使用することは一切ありませんので、ご懸念なくご回答下さい。

・ なお、貴社でお取り扱いの商品が多岐にわたる場合は、売上高が最も大きな商品群に関してお答え下さい

・ この調査票の届いた場所ではご回答の難しい場合は、お手数ですが、所管の部門にお問い合わせの上、ご回答下さるようお願いします。

・ ご回答は、数字等を記入頂くほか、〈　　〉の注意に従い、該当するものの番号を〇で囲んで下さい。

・ ご記入はできるだけ意思決定者の方にお願いしたいのですが、代理の方でも結構です。

・ ご回答は、同封のＦＡＸ回答用紙にご記入いただき、下記の番号に送信下さい。

　ＦＡＸ番号（０３－５８２２－１５４１）

また、本調査票に直接ご記入いただき、同封の返信封筒にてご返送頂いても結構です。

ご記入が終わりましたら、記入漏れがないかもう一度お確かめになり、**３月２２日（火）までにご返信またはご返送**下さい。

この調査についてのお問い合わせは下記までにご連絡下さい。

調査協力：警察庁生活安全局生活安全企画課
問い合わせ先：特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構
〒１６０－０００４東京都新宿区四谷１－２－８中村ビル４階
電話０３－３３５５－２３２２
（担当：福井、稲本、加藤）

貴社名		所在地	〒		
決算月	月	店舗数	店舗		
直近決算年度の年商	□兆□□□□億□□百万円				
回答者のご芳名		お役職		TEL	（　　）

Ⅰ．万引犯罪被害の状況及び傾向について

問１．現在、貴社で万引対策を全社的担当されている部門をお答えください。

１．店舗業務　　２．本部または管理部門　　３．警備部門　　４．その他

（ 具体的な部門名は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

問２－1. 御社では、直近の決済年度期間中に、全社でおおよそ何件の万引犯罪被害がありましたか。万引犯を確保した（捕まえた）人数を基にお答え下さい。

＿＿＿＿＿人＿＿＿＿＿件

問２－2. 問２－１で、確保した万引犯の性別をお聞かせ下さい。

１．男性	人	２．女性	人	３．性別不明	人

問３－1. 問２－１で、確保した人数の内訳について、全体を 100 とした時の構成比をご記入下さい。

合計人数	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	専門学校生
(100%)	□□%	□□%	□□%	□□%	□□%	□□%
	社会人	主 婦	無 職	その他	不明	
	□□%	□□%	□□%	□□%	□□%	

問３－2. 問２－１で、確保した人数の内訳について、全体を 100 とした時の構成比をご記入下さい。

合計人数	単独	２人組	３人組	４人組以上	不明
(100%)	□□%	□□%	□□%	□□%	□□%

問４．問２－１で、誰が万引犯を確保したかの内訳を項目別にそれぞれご記入下さい。

御社の従業員	保安警備員	お客様	その他	不明
人	人	人	人	人

問５．御社の決算年度における年間の不明ロス金額（万引以外も含む不明ロス総額）とその年間総売上げに対する構成比について、分かる範囲で記入下さい。

直近年度ロス金額　□□□億□□□□（万円）

構成比　□□．□□（%）　＊年度については各社の決算年度単位で結構です。

問６．御社の不明ロス金額の算出方法について、該当する番号を○で囲んでください。〈一つだけ〉

１．商品の単品管理を行い、ロス金額を算出する

２．決算上の粗利益からロス金額を推定する

３．その他の方法による。（具体的に：　　）

問７－1. 御社では、直近の年間不明ロス金額のうち、どの程度が万引被害によるものと推定されておられますか。該当するものを○で囲んでください。〈一つだけ〉

１．１０%未満　　２．１０%～３０%未満　　３．３０%～５０%未満

４．５０%～７５%未満　　５．７５%以上　　６．わからない

問７－2. 直近の年間不明ロス金額の原因別（万引き・従業員不正・業者不正・管理誤り・不明）推定割合をご記入下さい。

（合計 100%）　万引き□□%　従業員窃盗□□%　業者不正□□%

管理誤り□□%　不明□□%

問８．問５.で、万引被害金額は１年前と比較して、どのような傾向にありますか。該当する番号を○で囲んで下さい。〈一つだけ〉

傾向（１年前対比 ）　１．大変増えた　２．やや増えた　３．変わらない
４．やや減った　５．大変減った　６．わからない

問９．問２－１について、万引被害に多くあった商品について、被害件数の多い順に商品の種類をご記入下さい。〈最大５つまで〉

１．＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２．＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
３．＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
４．＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
５．＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問 10. 最近の万引犯罪の原因と御社が考えられるものについて、下記のうちから該当する番号を○で囲んで下さい。〈いくつでも〉

１．店舗の大型化による従業員１人当たりの守備範囲の拡大
２．従業者の防犯意識の低下（パート比率の増加等による）
３．失業者の増加など長引く経済不況
４．遊興費欲しさ（パチンコ・ゲームセンターなど）
５．万引に対する犯罪意識の欠落
６．平成７年の古物営業法の改正にて、1 万円未満の本人確認等の義務が免除された
７．インターネットオークションの出現
８．中古ショップの増加
９．将来への不安
10．その他（　　）

問 11. 御社において、直近で万引被害が減少しているとしたら、その理由と考えられるものを、下記のうちから選び、該当する番号を○で囲んで下さい。〈いくつでも〉

１．店内レイアウトを改めた　２．社内の責任体制を明確にした（防犯責任者の設置等）
３．保安警備員を増やした　４．防犯カメラを増やした　５．万引防止装置を導入した
６．減少していない　７．その他（具体的に：　　）

Ⅱ．万引犯罪発見後の処理について

問 12. 御社において万引犯罪を発見した後の基本的な処理方針について、該当する番号を○で囲んで下さい。〈一つだけ〉

１．全件警察に通報する　未就学児、学生の場合は全件家族および学校にも連絡する
２．全件警察に通報する　家族や学校に連絡するかどうかはケースバイケース
３．一部警察に通報する
４．通報しない
５．その他（具体的に：　　）

問 12－1. 上記問１２で１．２．３．項で「警察に通報する」を選択いただいた方に伺います。
万引被害を警察に通報した後に、書類作成などで警察に居た平均時間はどれくらいですか。
該当する番号を○で囲んでください。〈一つだけ〉

１．30 分以下　２．30 分～１時間　３．１～２時間
４．２～３時間　５．３時間以上　６．２日以上出頭した

問 12－2. 上記問に対して、警察の書類作成に要する時間は昨年と比べ変化しましたか。
該当する番号を〇で囲んでください。〈一つだけ〉
1．警察の対応時間は短くなった　　2．警察の対応時間は長くなった
3．警察の対応時間は変らない　　4．わからない

問 12－3. 上記問に対して、警察に居た時間で、どれくらいの時間が「負担」と感じますか。
該当する番号を〇で囲んでください。〈一つだけ〉
1．30 分以下　2．30 分～１時間　3．１～２時間　4．２～３時間　5．３時間以上

問 12－4. 上記で警察に居た時間の中でどのような手続きを手間と感じますか。
該当する番号を〇で囲んでください。〈いくつでも〉
1．警察に行くこと　2．被害届　3．参考人調書　4．証拠関係
5．実況見分　6．その他(具体的に　　)

問 12－5. 上記問１２．で「１．全件通報」以外の番号を選んだ方に伺います。
基本的な処理と異なる場合の基準は何ですか。該当する番号を〇で囲んで下さい。〈いくつでも〉
1．初犯か再犯か　2．被害金額の大きさ　3．単独犯か複数犯か　4．未就学児か否か
5．未成年か否か　6．その他（具体的に：　　）

問 12－6. 平成 22 年 10 月 1 日より全国で「全件通報・通報ルールの簡略化」がスタートしました。
該当する番号を〇で囲んでください
1．通報ルールが簡略化されたことを知っている
2．通報ルールが簡略化されたことを知らない

Ⅲ．万引犯罪の防止策について

問 13. 御社は、万引犯罪をどのように考えていますか。該当する番号を〇で囲んで下さい。〈いくつでも〉
1．売ることが最優先であり、万引犯罪について経営課題としての関心は薄い
2．万引被害は想定内の範囲であるから、課題としては低いと考える
3．青少年の健全な育成の面から万引をさせてはならないと考える
4．治安対策の面から行政が何らかの対策をすべき課題であると考える
5．会社の経営上大きな影響を与えるので、何らかの対策をすべき課題と考える
6．特に問題意識はない
7．その他（　　）

問 14. 御社で万引犯罪の防止策として、各店舗に実施させている項目について、該当する番号を〇で囲んで下さい〈いくつでも〉
1．従業員にお客様への声かけをさせている
2．店内放送を活用し、万引防止を呼び掛けさせている
3．店内ポスター、掲示物等を作り貼らせている
4．商品陳列を工夫させている
5．ミラーをつけさせている
6．防犯カメラをつけさせている
7．万引防止装置を入れさせている
8．保安警備員を配置させている
9．棚卸しを頻繁に行わせている
10．その他（　　）

問 15. 御社の万引犯罪防止のために従業員教育で、実施されている項目について、該当する番号を○で囲んで下さい。〈いくつでも〉

1．万引防止マニュアルを作成・配置させている
2．万引防止実施訓練の行っている
3．朝礼等で万引防止をテーマに取り上げさせている
4．外部講師によるセミナーを活用している
5．ロス費用の発生状況を人事評価に反映させている
6．その他（　　）

問 16. 御社では、万引犯を確保した際、万引犯人（もしくはその保護者）に対して、捕捉にかかった費用（人件費等）を損害賠償請求していますか。該当する番号を○で囲んでください。

1．損害賠償請求をしている　　2．損害賠償請求はしていない

問 16－1 上記問 16 で、「損害賠償請求をしている」と回答された方にお聞きします。
該当する番号を○で囲んでください。

1．損害賠償請求をすることにより、万引の件数が減った
2．損害賠償請求をしても、万引件数は依然と変わらない

問 16－2 上記問 16 で、「損害賠償請求はしていない」と回答された方にお聞きします。
該当する番号を○で囲んでください。

1．万引犯人に対する損害賠償請求の導入を検討している
2．損害賠償請求は考えていない

問 17. 御社では万引防止はどこが主体で行うべきであるとお考えでしょうか。それぞれ該当する番号を○で囲んで下さい。また、特に重要と思われるものには◎で囲んでください〈いくつでも〉

A．青少年の万引犯罪の防止について

1．小売事業者　2．家庭　3．学校　4．警察　5．警備事業者　6．地域社会
7．地方自治体　8．社会全体　9．国　10．その他（　　）

B．成人の万引犯罪防止について

1．小売業者　2．警察　3．警備事業者　4．地域社会　5．地方自治体
6．社会全体　7．国　8．その他（　　）

問 18. 御社では、万引きに関して地域社会とどのようなタイアップをされていますか？
次の該当する番号を○で囲んでください。〈いくつでも〉

1．地域ボランティアの店内巡回を受け入れている
2．学校の先生の店内巡回を受け入れている
3．制服警察官の店内巡回を受け入れている
4．万引防止のポスターを店頭に貼っている
5．生徒の職場体験を受け入れている
6．その他に実施されていることがありましたらご記入ください
（　　）

問 19. 御社では、平成１８年５月に法改正されました刑法２３５条について、次の該当する番号を○で囲んでください。〈一つだけ〉

●刑法２３５条の改正点 窃盗罪には従来１０年以下の懲役に加え５０万円以下の罰金刑が加わりました。

1．この法律改正を知っている　　2．この法律改正を知らない

問 19－１　上記で「この法律改正を知っている」と回答された方にお聞きします。
該当する番号を〇で囲んでください。

１．御社での万引犯に対して、適用されたことがある
２．御社での万引犯に対して、適用されたことがない
３．御社での万引犯に対して、適用されたか不明

問 20－1. マイバックについてお伺いします。該当する番号を〇で囲んでください。

１．マイバックを奨励している
２．マイバックはお断りしている
３．マイバックについては奨励も、お断りもしていない

問 20－2. 上記の問 20-1 で、「１．マイバックを奨励している」、「３．マイバックについては奨励も、お断りもしていない」と回答された方にお聞きします。該当する項目に〇をつけてください。

１．マイバックで万引が増えた
２．マイバックで万引は減った
３．マイバックで万引は変わらない

問 21. 万引を撲滅するためには店内での「現行犯逮捕」が必須、という意見があります。
店内捕捉についてどのようにお考えですか？　該当する項目に〇をつけてください。

１．すでに実施している　　２．検討している　　３．他社の動向を静観している
４．検討したことが無い　　５．店内捕捉については反対である

Ⅳ. 万引犯罪で過去に「こんなことがあった」と特筆するような事例がありましたら、ご記入下さい。

Ⅴ. 万引犯罪を減らすためにはどのようなことが有効であると思われますか。具体的なお考え等（実際に行って効果が上がったと思われる取組も含む）があればご記入下さい。

Ⅵ. 万引犯罪被害を減らすために、警察・行政・学校・家族等に対してご要望があればご記入下さい。（例. 警察―通報ルール・処理ルールの標準化、学校―地域社会との防犯連携等）

～ご協力ありがとうございました～

第６回

全国小売業万引被害実態調査報告書

平成２３年８月発行

特定非営利活動法人　全国万引犯罪防止機構
〒160－0004　東京都新宿区四谷１－２－８中村ビル
TEL：０３－３３５５－２３２２　　FAX：０３－３３５５－２３４４
URL：http://wwww.manboukikou.jp/